

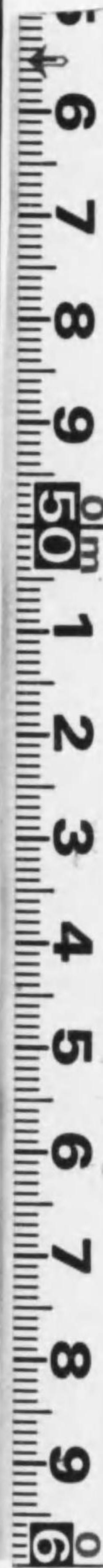
工場 結核予防讀本

衛生講話資料



特 244

375



始



特244
375

はしがき

中川義次氏寄贈本

此の冊子は工場や礦山に毎日セツ々と働いてゐる男女諸子が可なり結核に侵されるので之を豫防する爲め、諸子が日常生活の健康新持又は増進には如何に衛生法に注意し、如何に之を實行すべきかにつき大略を通俗的に書いたのであります。

昭和五年四月

中川義次



目 次

第一	結核菌擴大圖
第二	工場法實施前後の結核死亡表
第三	吾等の健康と幸福
	職工死亡原因病調表
	同死亡期間調表
第二	吾等の大敵を倒すには
第三	年齢別結核死亡表
第三	三大病死亡調表
第三	どんな病氣は結核?
月別	結核死亡表

一 二 三 六 八 二 二 三 五

第四

どんな場合に傳染する?

六
七

(A) 素質關係

七
八

(B) 勞働作業關係

八
九

職業別結核死亡調表

九
一〇

結核發生動機調表

一〇
一一

(C) 個人的生活關係

一一
一二

寄宿舍女工の結核調表

一二
一三

傳染徑路

一三
一四

一、呼吸器傳染

一四
一五

二、消化器傳染

一五
一六

三、創傷傳染

一六
一七

第五

紡績女工の結核患者就業年月
発病初期はドンナ容體?

云
七

「ドウモ身體の具合が變だな!」
「ナントナク身體が」

六
八

第六

どうすれば罹らぬか結核に
第一 身體の抵抗力

七
八

第七

萬一の場合の手段方法

三
四

三大工業の疾病死亡率
甲の従業員曰はく

三
四

乙の

丙の

丁の

法令抜萃(参考)

四

四三

- (一) 結核豫防法
- (二) 同規則
- (三) 傳染病豫防法施行規則
- (四) 流行性感冒の豫防要項
- (五) 工場法
- (六) 同施工令
- (七) 同規則
- (八) 同施工令
- (九) 同工場危害豫防及衛生規則
- (十) 同施工標準
- (十一) 工場附屬寄宿舍規則
- (十二) 鎮夫勞役扶助規則
- (十三) 傭人扶助令
- (十四) 健康保險法
- (十五) 同施工令

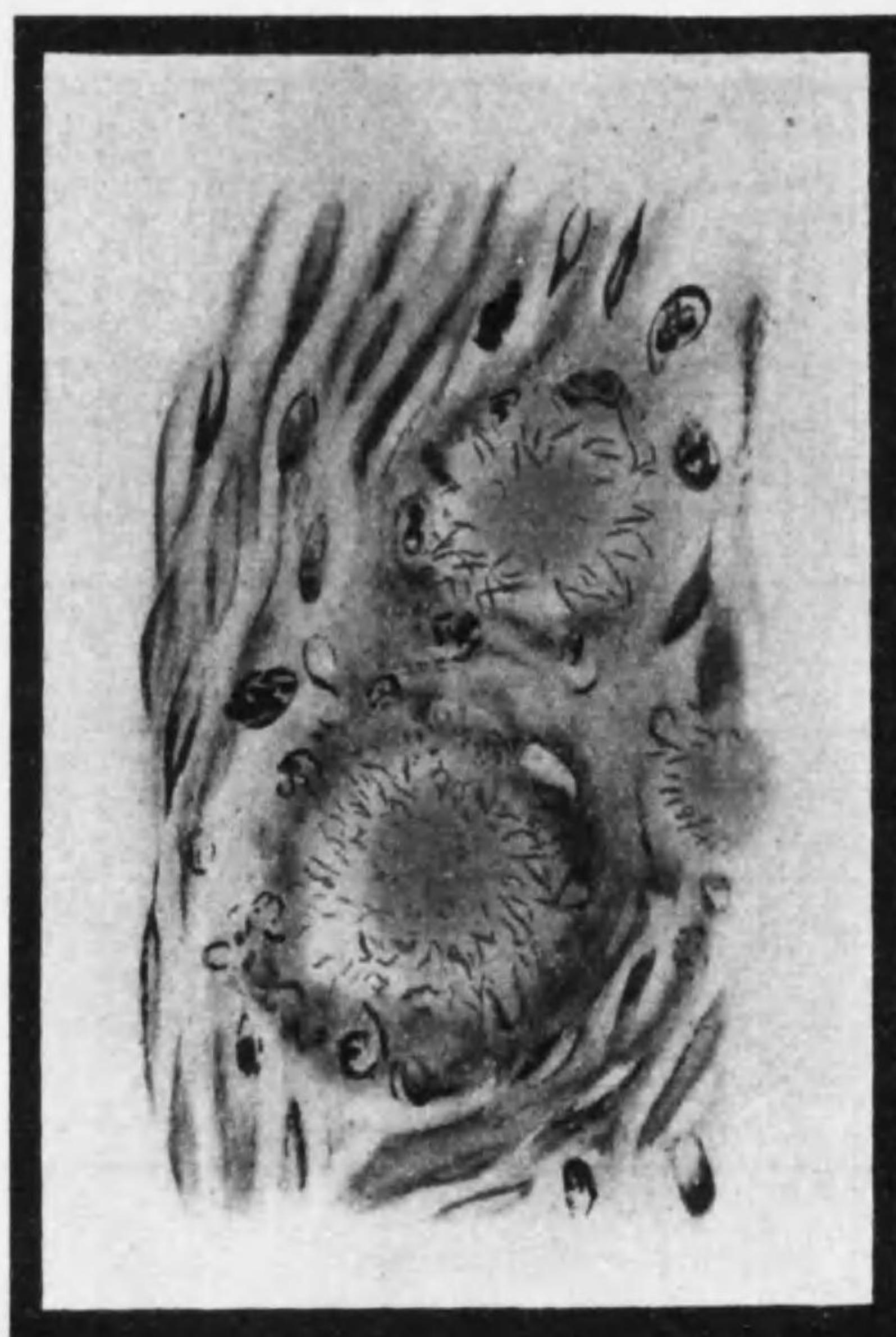
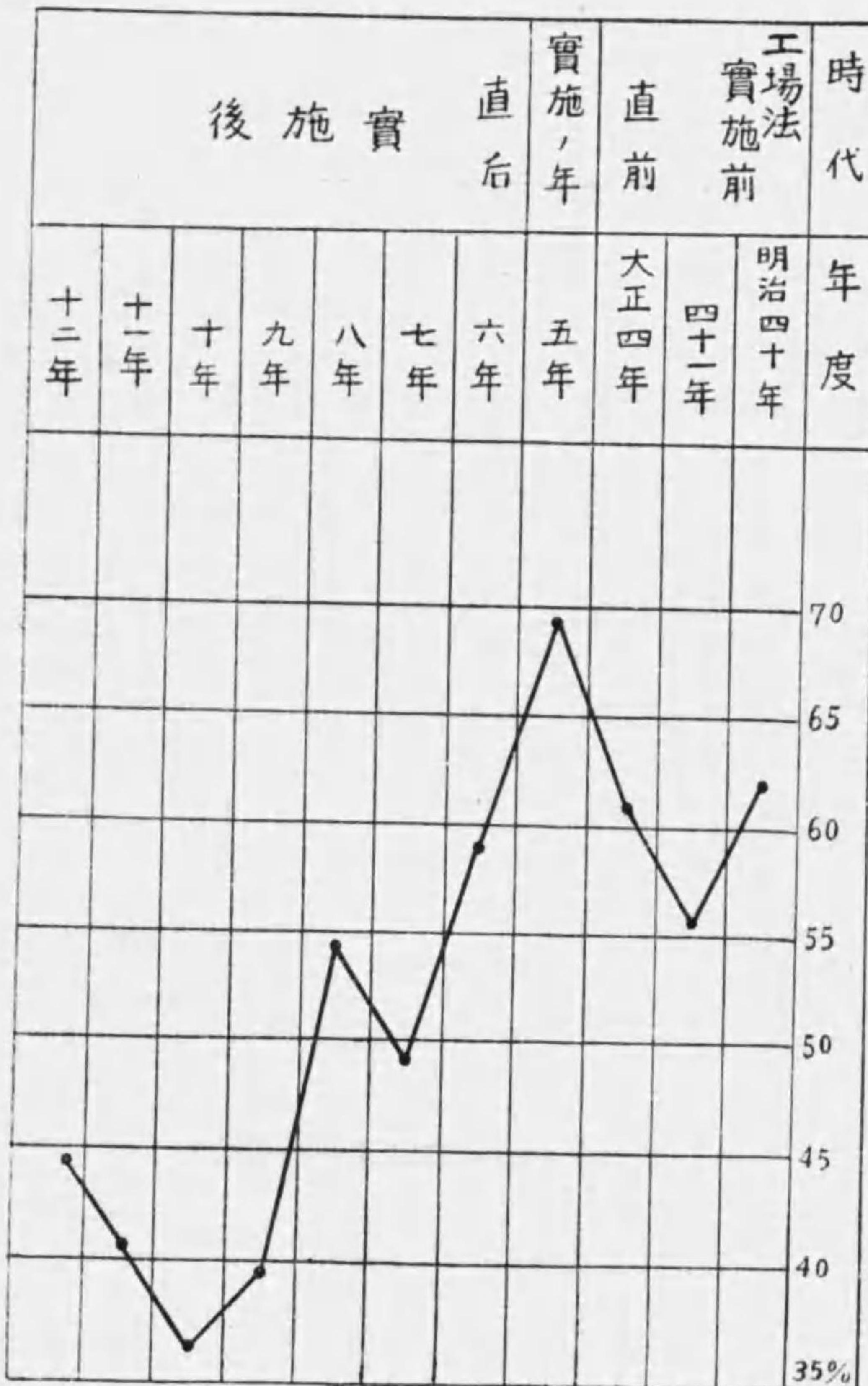


圖 大擴菌核結

第一表 職工の一般死亡者對結核死亡者率高低表（中川）



第一 吾等の健康と幸福

吾等が此の世界に生存してゐる間は吾等と疾病とは絶縁することは出来ないであります。

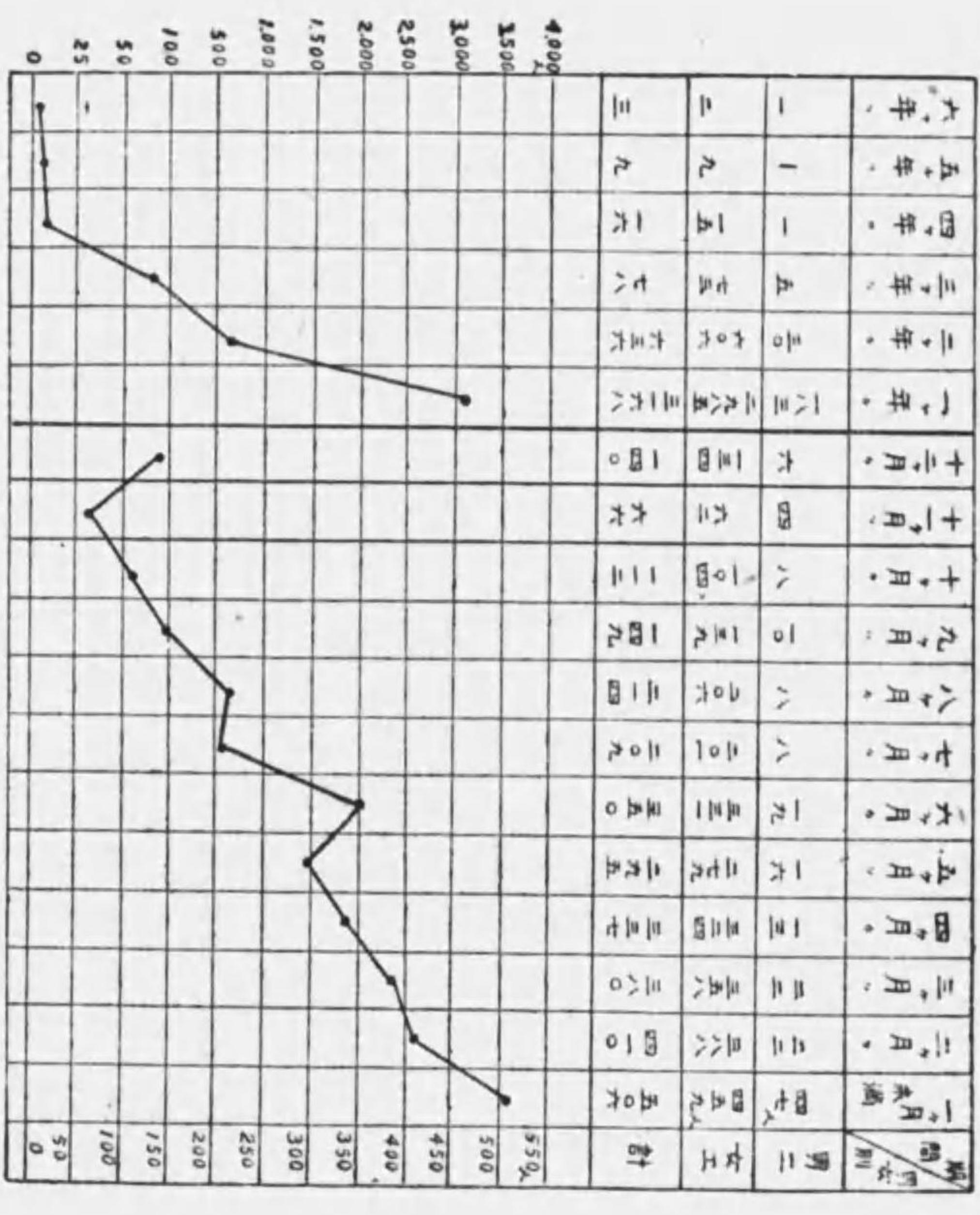
而して此の疾病に侵されるのは吾等の不幸中の最も不幸の一つであります。此の疾病的不幸なり災厄は人類の所謂、富者も貧者も各階級の人達が侵されるのであります。

殊に肉體の健康を唯一の財産とし又唯一の武器として、日常生存競争場裡に於て労働し、其の勤勞所得に依りて自己及一家、家族全體の生命、身體の健康と安全を支へ、幸福なる生活を維持せむとする工場又は礦山に於ける從業員諸君に在りては、此の疾病——健康の毀損——幸福の破壊——

第二表 職工死亡原因病調（歸郷後）（中川）

二

年別 病名	明治四十一年											
	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	大	明治四十年
結核死	一〇二	八〇	二三三	一二五五	一一二七	一一六三	一一四五	一一七一	一三三七	一七五	一一三二	四、一八〇人
其ノ他ノ疾病死	六二	六五	一五〇	一一八	一六一	一八四	二〇八	二五七	二四一	二六八	二五五	
全死亡ト結核死ノ%	六二・二〇	五五・一七	六〇・八三	六八・三六	五八・五〇	四八・〇八	五四・〇八	三九・九五	三六・四一	四〇・七〇	四四・六七	



第三表 死亡する期間調（工場に歸郷して疾患に罹る）（三十一）

三

を蒙る危険率が比較的に多いのです。

兎も角も「健康」を唯一の財源として労働してゐる人達が一朝傷病に侵されれば、其療養は之を放任する事は出來ない。療養には醫藥費用を要し且つ



又之がために労働をなすべき肉體的の自由を束縛されること多く、ために従業員其人の生計資料は減少するか或は杜絶することに至り、一般的に豊富ならざる經濟的生活上に大打撃を受くるに至るべく斯ては精神的にも將又肉

體的にも大なる脅威と苦痛を受くるに至るであります。

斯かる不幸或は災厄状態は極めて短時日の間に消滅し、健康恢復するに於ては不幸中の幸福であらうが、萬一斯かる不幸が長日月連續するか若くは度々發生する場合に於ては、失業の止むなきに至り或は生活窮乏のドン底に陥入り本人一人のみならず親、妻子も共に不幸に陥入ることもありませう。

斯くの如きは「健康」に對する些少の不注意より負傷し又は疾病に侵されたものであり、之が爲に經濟的生活に苦しみ不幸のドン底に陥入つた人の例は洋の東西に於て、其の實社會に可なり深刻にあるのであります。

日々セツセト肉體的資本で働く吾等の同胞は「マツ健康」、「健康第一」を



守本尊として幸福の覇握者とならねばなりません、幸福の覇握者たるべき所以亦實に茲に存するのであります。

ます。



第二 吾等の大敵

を倒すには

結核！
吾等の大敵で
老人や子供達ばかりで
なく青年男女、壯年の人
も可なり多數の人が此の
病魔に侵さるるのであり

あります。

殊に工場や礦山で日常元氣で働いてゐる人達にも此の病魔に侵される人が毎年多數にあるのであります。

此の病魔は都會にも村落にも山間の僻地にも蔓延してゐるのであります。

我が國に於ては毎年百二、三十萬の人が此の結核なる病魔に侵され苦められるのであります。

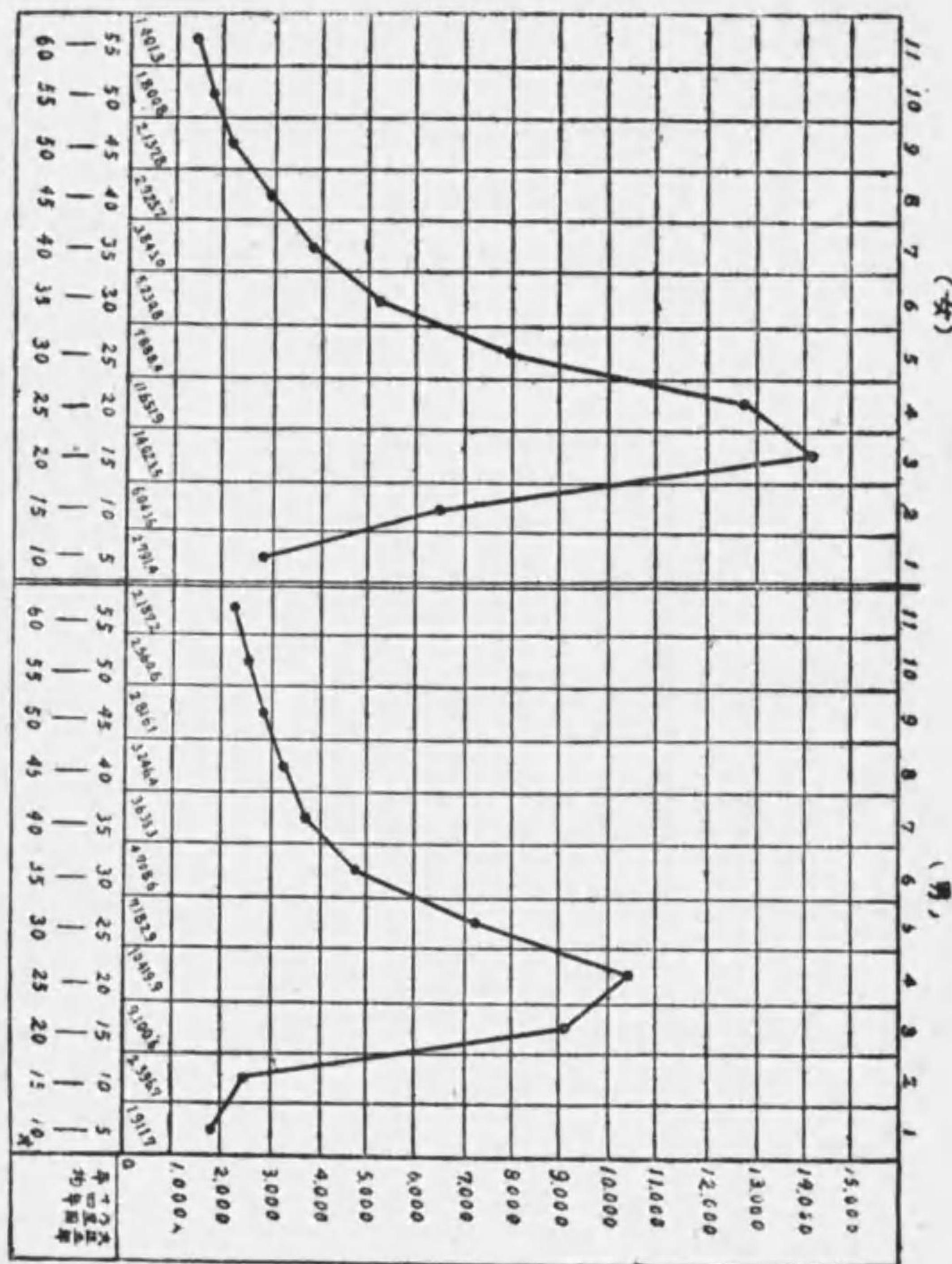
又年々歳々此の病魔に侵されて死亡する人は十三、四萬人程もあるのであります。

今、吾が日本に於ける大正五年乃至十四年迄の十ヶ年間に結核に侵されて死亡した五歳以上、六十歳迄の人を五年毎に年齢別に調べて觀るに、男子では二十歳乃至二十五歳、女子では十五歳乃至二十歳迄の人が最も多數死亡してゐるのであります。

第四表 結核死亡者調(年齢別大要)大正五年乃至同十四年

八

結核死亡者年齢順位	男	子	女	子
第一 位	○一十歳より一十五歳		二十歳より二十五歳	
第二 位	十五歳より二十歳	○十五歳より二十歳		
第三 位	二十五歳より三十歳	二十五歳より三十歳		
第四 位	三十歳より三十五歳	三十歳より三十五歳		
第五 位	三十五歳より四十歳	三十五歳より四十歳		
第六 位	四十歳より四十五歳	四十歳より四十五歳		
第七 位	四十五歳より五十歳	四十五歳より五十歳		
第八 位	五十歳より五十五歳	○五歳より十歳		
第九 位	○十歳より十五歳	四十五歳より五十歳		
十九位	五十五歳より六十歳	五十歳より五十五歳		



(五歳以上六十歳迄) (大要) (衛生局)

第五表 年齢別、性別結核死高表

九

勿論疾病には御承知の如く感冒とか氣管支加答兒とか胃腸病、脚氣、肋膜炎、心臓病、腎臓病、眼病、皮膚病、淋病、黴毒、睪丸炎、子宮病其の他で四百四病や八百八病よりも、尙ほ多くの種類や名稱があるのであります。そして「コレラ」、「ペスト」、「チフス」、「セキリ」の如き熱性急性傳染病が流行すると、急にそれが蔓延して短日月の間に多くの人を悩まし又尊き生命をも奪つて行く事が多いたる所以、世間の人は是等の疾病を大變に恐れたり、又之に狼狽したりするが夫れても毎年結核に罹つて死ぬ人數の方が此急性傳染病で死ぬ人數よりも比較的に多いのである。



第六表 職工死亡の三大病調（中川）

後 補 � 實				直 後				直 前				工 場 法				時 代			
後	補	實		直	後			直	前			實	施	前		年	別	病 名	
同	同	同	同	同	同	同	同	大	正	四	年	明	治	四	十	年	男	結	
十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	二	年	五	四	十	一	年	女	核	
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年		年	年	年	年	年	計		
八	二	三	二	二	三	八	五	七	三	二	九	五	四	十	一	年	男	呼	
二〇四	二	二	二	二	三	三	三	三	三	三	九	三	三	十	一	年	女	吸	
三三	一	五	一	三	二	四	三	三	三	三	一	一	一	一	一	年	計	器	
二	七	六	五	四	八	三	二	一	三	二	九	二	一	一	一	年	男	病	
五	七	六	五	四	八	三	二	一	三	二	九	二	一	一	一	年	女	消	
一〇	六	七	六	五	四	三	二	一	三	二	九	一	一	一	一	年	計	化	
一〇	七	六	五	四	三	二	一	二	三	二	九	一	一	一	一	年	男	器	
一〇	八	七	六	五	四	三	二	一	三	二	九	一	一	一	一	年	女	病	
一〇	九	八	七	六	五	四	三	二	三	二	九	一	一	一	一	年	計	其	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	男	ノ	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	女	他	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	計	病	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	男	負	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	女	傷	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	計	變	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	男	死	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	女	計	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	男	變	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	女	死	
九	二	五	二	一	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	計		

ります。

今假に各種の疾病に罹り死亡する人が千人ありとすれば、其の死亡者の内で百四、五十人位の數が此の結核で死ぬのであります。

それで吾等は此の「イヤナ」結核病に侵されぬやうにする必要が生じて來るのであります、夫には此の疾病に對して十分に有効なる豫防方法なり撲滅策なりを實行せねばなりません、之を爲すには國民全體或は全社會人が努力する必要があるのであります。

ですから此の疾病に關する十分な知識を得て、日常衛生法を有効に實行し各自の身體を「ヨリ健康」にして置くことが、此の大敵を倒し此の結核に侵されぬ第一の條件であります。

第三 どんな病氣は結核？

 圖中稍や細長いのが結核菌
吾等の肉眼では直接に見えないが結核菌と言ふ極めて微細な黴菌で顯微鏡で見えるのであります。
此黴菌は人の住む處には至る處に存在するのであります、今より四十八年前の西暦一千八百八十二年に獨乙人「ローベルト・コッホ」博士が發見せられたもので、夫れまではどんな菌が此の結核の病原菌であるか確定せず、從つてその病原菌をどんなにすれば殺せるか、又どんなふうにして生きてるかも知れなかつたから、結核の豫防や治療に大變骨が折れ年々多くの人が悩まされ又命を取られたのであります。
此の結核菌は仲々強い抵抗力を持つてゐる黴菌で日光の當らぬ室や疊の上や廊下では、そのまま數年間も生存してゐる事があり又水や冰の

中でも數十日間生存し、塵埃や結核患者の略啖の中では永く生存し人々に傳染する因となるのであります。

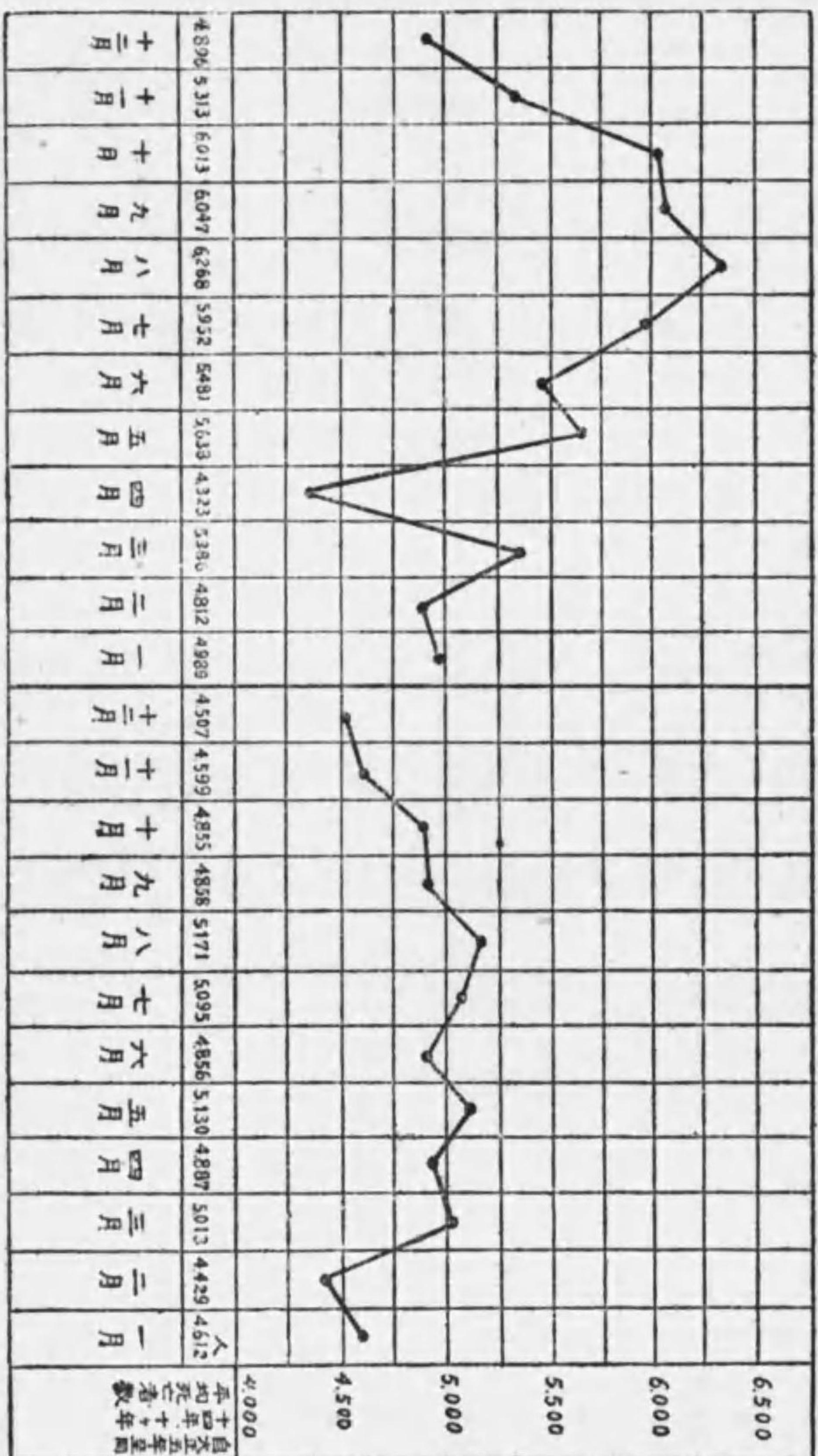
此の黴菌は何等かの機會に吾等の身體内に這入つたとき、吾等の身體抵抗力が強ければ發病せぬことが多いが、若し抵抗力が減弱してをれば黴菌は身體内にて急速に繁殖し、無數に増加し、身體組織を破壊し吾等を苦しめ悲惨なる状態に陥入らしめ、又尊き一命をも奪ふもので肺臓は勿論、腸、腎臓、肋膜、皮膚、骨等をも侵すことがあります。

結核病にも種々ありますが肺臓を侵す肺結核と言ふのが一番數多いのであります。

昔から「アノ人ハ結核ノ血統ダ」とよく人が言ひ又親が此の疾病に罹ると親から子に又子から孫に結核が遺傳して行くものと思つてゐる人もあるらしく、之が爲に結婚等も不縁になることが可なり有る様であります。

(女)

(男)



第七表 月別結核死者比較表 (衛生局)

「結核は遺傳するものに非らず」と言ふことが醫學研究上^{おもてなしあり}で明かになり、遺傳はしないが結核患者か又は結核菌附着物品に接觸すれば感染する虞れが多いのであります。

「結核は不治の病氣である!」と言ふ人がありますが、之も大間違ひで「結核は治癒し得る病氣である」イヤナ病氣ではあるが、さほど恐るべき病氣ではありません。

萬一、此の疾病に罹つたなら仕方がない、悲觀したり、落膽したりせずに出來得るだけ早期に醫師に診療を求める十分に療養せねばなりません。療養の時期を遅らしたり十分に適當な療養を爲すことを怠つたり、又は迷信治療しては害が多く治療の効果は少ないのであります。

第四 どんな場合に傳染する?

どんな場合に結核に侵されるのかを述べませう、人々の内には「結核に罹り易い素質」と言ふのがあります、それはどんなのか

(A) 素質關係

- 一、年中風引き易く一寸した寒さにも感冒に侵される人。
 - 二、皮膚が常に蒼白の人。
 - 三、腺病質の人(生來薄弱な人)。
 - 四、神經質の人。
 - 五、頸や胸廓の扁平な人。
 - 六、胸廓の扁平な人。
 - 七、鎖骨上窩の凹の甚だしき人。
- 是等の體型の人は特に日常の衛生法を規律正しく實行し身體を健康に抵抗力を十分に保有して置かねばなりません。

日常生活な人ひとでも身體からだのどこかに異常こしやうがある場合とき、身體からだの抵抗力ちからが局所いちらほ的的になりとも減弱よはつしてゐる時ときには、何等なんかの機會き縁に結核菌けつかくせんが身體からだ内うちに這入はいり結核菌けつかくせんは身體からだ抵抗力ちからの減弱よはつに付込つけこみ結核けつかくを發病はつきする事ことがあるのです。

(B) 勞働作業關係

一、自分じぶんに不適當ふとうな激しづしい勞働ろうどう。

二、過長時間かがなまの勞働ろうどう。

三、深夜勞働よなかのろうどう。

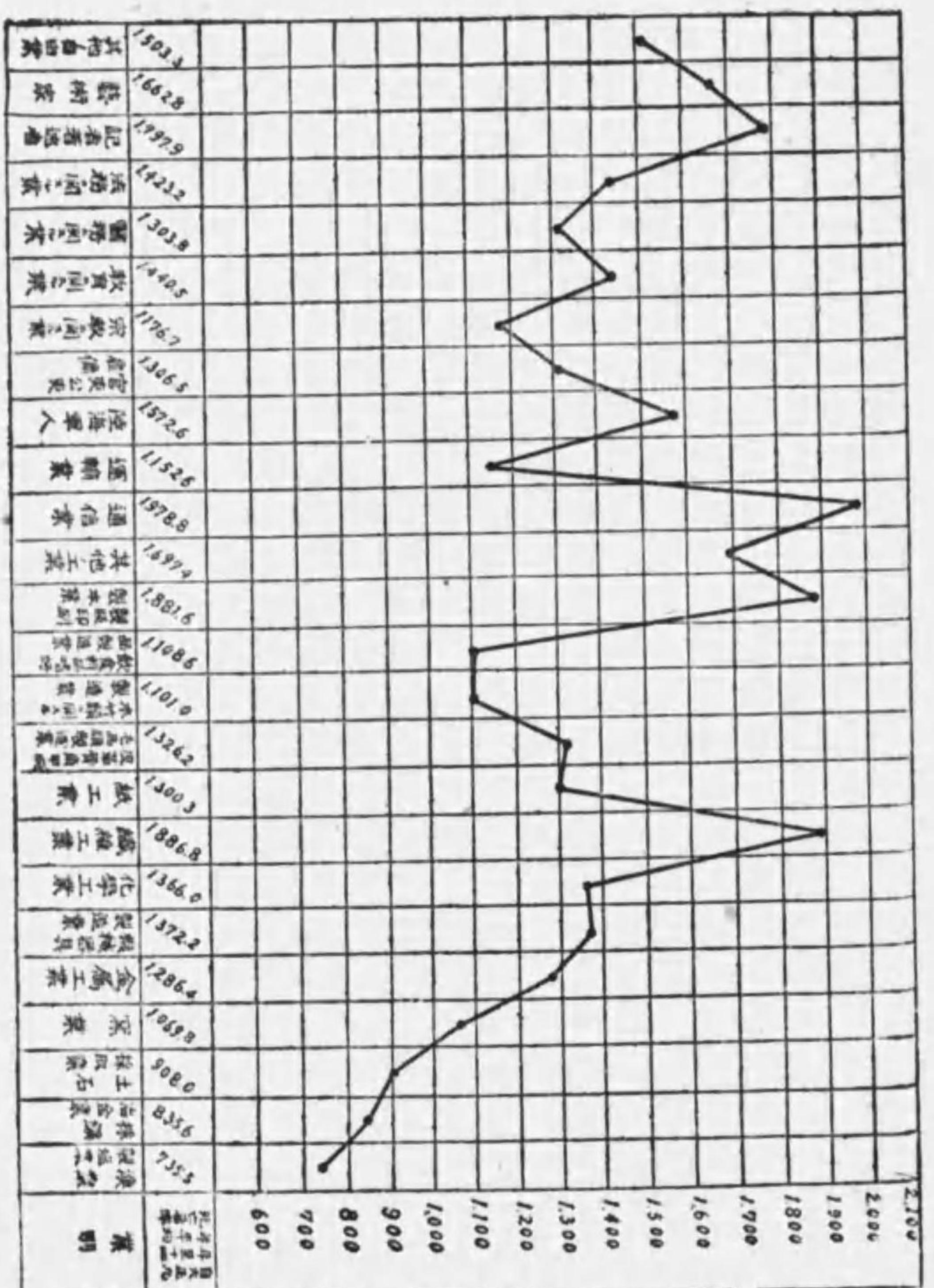
四、其の他の非衛生ひえいせい、有害がいあい、危險きがんの勞働ろうどう。

(C) 個人的生活關係

一、榮養不良えいようぶらうの人ひと。

二、身體からだ、精神じしんの過勞つかれ。

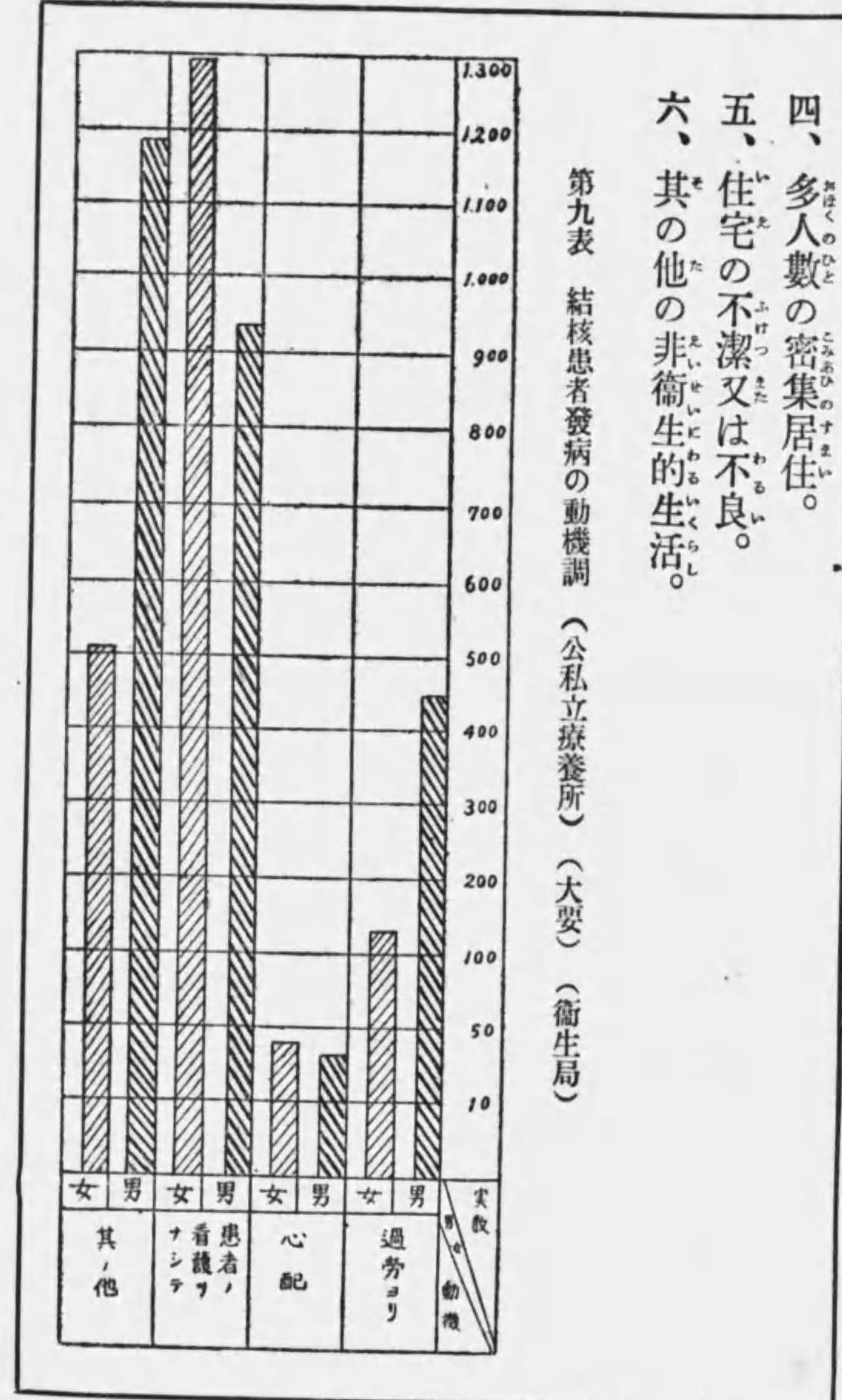
三、身體からだの衰弱よはつ。



第八表 職業別死し亡對結核死し率り (大要) (衛生局)

- 四、多人數の密集居住。
- 五、住宅の不潔又は不良。
- 六、其の他の非衛生的生活。

第九表 結核患者發病の動機調（公私立療養所）（大要）（衛生局）



暴飲暴食は地獄の一丁目

以上の内には煩悶、苦勞、心配の如き
又暴飲、暴食、夜遊び、夜更かし、睡眠
不足、榮養不良、荒陰好色、不規律、不
攝生等も含まるること勿論であります。
之によつて心身の過労と健康消耗の結果
身體抵抗力を減弱し、因つて以て結核病
發生の誘因を作るのであります。

(D) 疾病的關係

「感冒は萬病の基なり」と言ふ諺がある通り此感冒に侵されると種々の疾
病に罹り易くなるものであります。
結核に罹つた人達を調べて見ると其の多くは感冒が誘因をなしておるの
であります。其他、流行性感冒とか氣管支炎、肋膜炎、肺炎、慢性胃腸



病、百日咳、麻疹、糖尿病、消化不良症、アルコホール中毒等に罹つた場合又は病氣ではないが妊娠の場合、産褥の場合等も身體の抵抗力が減弱してゐるので結核病發生の誘因となることがあります。

其の外、工場や礦山に働き盛りの年齢十五、六歳位から二十五、六歳位の人達は成育旺盛の時代で、此の時代が丁度樹木や草の新芽が春暖かと共に發芽し、此の新芽が極めて氣候、風雨にも其の他の外力にも抵抗力が弱いやうに、人間に於ても其の肉體的抵抗力が弱い時代であるから平生無病であつても、いろいろの疾病殊に結核に侵され易いので統計的に觀察しても此時代の結核患者數が最も多い 것입니다。

今、假に工場なり事業場なり又は寄宿舎の如き多數人が集團的に作業をなし、或は起居する場合に其の内に一人の結核患者が居るとすれば、此の患者の吐き出す咯痰中には結核菌が何千匹、何萬匹と多數にゐることが屢々

はあるのであります。此の危險な咯痰を室内や廊下又は床の上に吐き捨てては傳染の危険が極めて多いのであります。

又一人の結核患者がゐて其の人があくしゃみをするか、又は咳嗽をして其の滴沫中に多數の結核菌が混じてゐるとすれば、疊の上なり床や通路なり又衣服、機械、器具等の上に散亂し附着すれば、之が乾燥し塵埃と共に飛散して吾等の呼吸によりて、身體内に吸ひ込まれ危険千萬であります。

作業場、寄宿舎、食堂等は隅から隅まで常に掃除し清潔にし置くべきであります。又患者の方でもハンケチなり紙片で咳嗽や噴嚏を受けて、自分の周圍に之を散亂せぬやう殊に作業場、寄宿舎、事務室、食堂、講堂、汽車、電車、活動館、學校等の如き多人數の集まる處では他に傳染し易いから注意し傳染せしめぬやうなすべきであります。

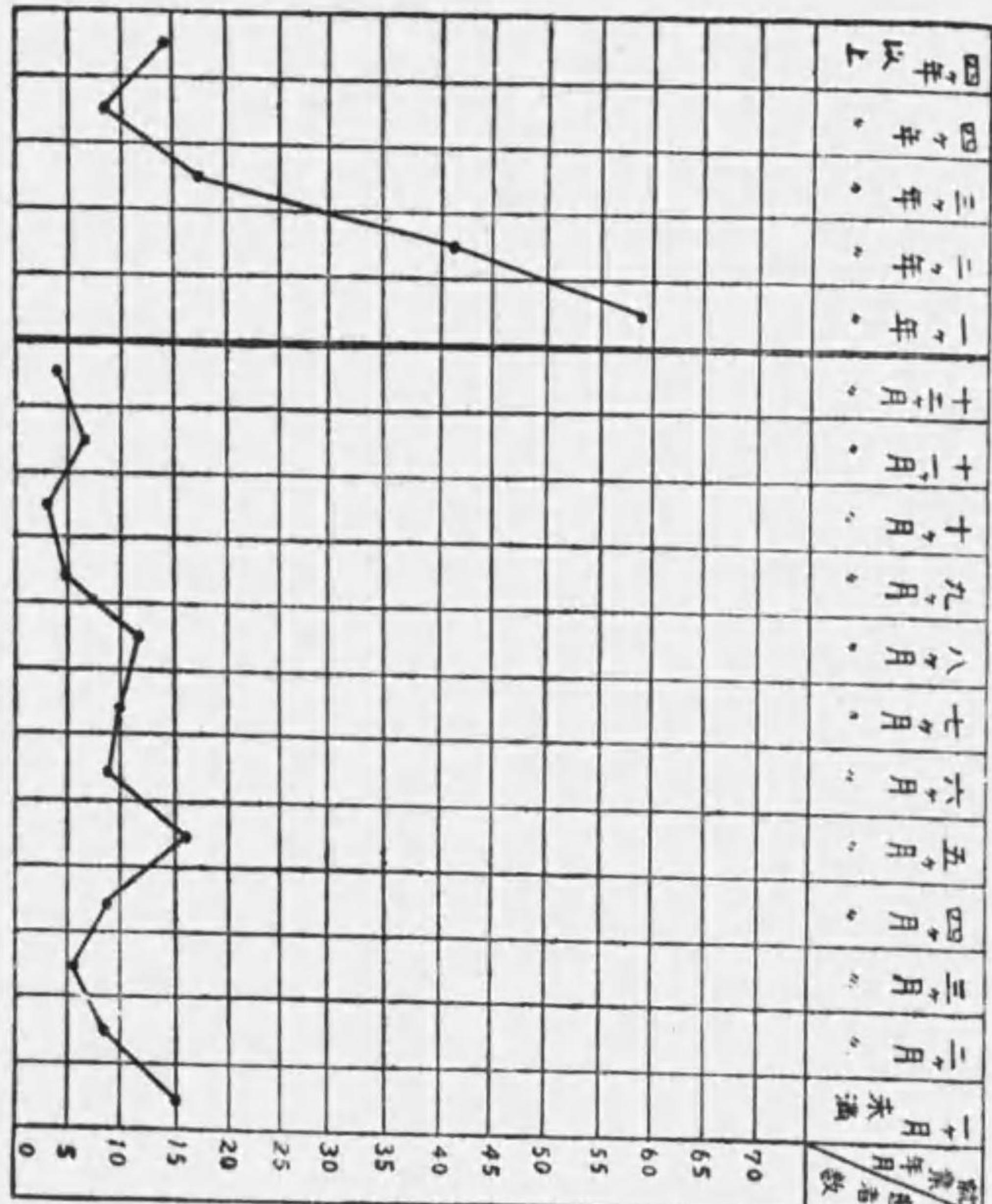
又一家庭内に在りても家族に傳染せぬやう豫防法や消毒法並に衛生法を

よく實行すべきであります。

第十表 紡績寄宿女工の結核性患者の就業年月調 (鰐沼氏)

年月	患者別數	肺結核	肺タル尖	脳結膜核炎性	腹結膜核炎性	淋巴腺炎性	肋膜炎	合計	率%
一ヶ月未満									
二ヶ月未満									
三ヶ月未満									
四ヶ月未満									
五ヶ月未満									
六ヶ月未満									
七ヶ月未満									
八ヶ月未満									
九ヶ月未満									
一年以下小計									
二年以上三年									
三年以上四年									
四年以上									
二年以上小計									
合計									
一年以上二年									
二年以上三年									
三年以上四年									
四年以上									
合									
支、肺臓内へ吸ひ込む。									
結核菌が吾等の身體内に這入るにはどんな経路をとるか									
一、吾等が呼吸するときに結核菌を口からなり鼻孔からなり氣管、氣管									

十ヶ月未満									
十一ヶ月未満									
十二ヶ月未満									
一年以下小計									
二年以上三年									
三年以上四年									
四年以上									
二年以上小計									
合計									
支、肺臓内へ吸ひ込む。									
結核菌が吾等の身體内に這入るにはどんな経路をとるか									
一、吾等が呼吸するときに結核菌を口からなり鼻孔からなり氣管、氣管									



第一表 調査対象宿女工の結核性患者の就業年月別個別表
(氏沼謹)

二、飲食物を飲食するときに其の飲食物に結核菌が附着してをれば胃腸内へ這入る。

三、皮膚や粘膜の傷口より結核菌が身體内へ這入る。

右の様な場合には夫々の経路より身體内へ這入り結核發病の危険が多いのであります。

第五 発病初期はドンナ容體？

- 一、何時、何處で、ドンナ機會に結核菌が自分の口から身體内へ這入り込んだのか不明なことが多いのであります。
- 二、自分の身體内に結核菌が何等かの機會に這入つても直ちに結核病になるとは限りません。
- 三、結核病中には肺結核、喉頭結核、肋膜結核、腹膜結核もあれば腸結

核もあり又腎臓、睪丸、皮膚、骨、關節等の結核もあります。四、日常より自分の身體の状態を注意してすれば、自分の事は醫師よりも友人よりも自分が一番よく知るのでありますから、自分／＼の身体の状態を自分で日常より十分に注意するのが肝要であります。



五、「ドウモ昨日より身體の具合が變だな！」と一番先に氣の付くのは自分でなければなりません。結核菌が自分の身體に這

入つて繁殖し漸次體組織を侵害するのであります。而して結核に罹り初めは甚だしき苦しみも酷い痛みもないのが普通であります。ですから大抵の人達は結核に罹つても罹り初めを知らずに過ぎてしもうのが多いのです。

此の間に病氣がドン々進行して重症になることが多いのであります。六、「ドウモ身體の具合が變だな！」と思つたら早速、醫師に診察を求むるのが肝要であります。

結核に罹つたとしても、その初期に醫師の指示に従ひ十分に療養すれば全治することが多いのです。殊に醫師から「アナタは肺尖カタルです」とか「肺浸潤です」とか診斷されると恐怖を起して爲めに病氣を重くする人もあり又反対に「ナアソダ肺尖カタル？」と氣管支カタルと同様に考へて無關心にほつてをき重症に陥入

らしむる人もありますが
初期の輕症期に一段の注意をなして療養すべきであります。

七、結核病中で最も多く侵されるのが肺臓で肺結核と言ふのであります。

今、假に私の身體内に結核菌が這入り私が肺結核に侵されたものとして其の初期の容態についてお話を致しませう。

初期容態はどんなかと言ふに。

- 1、何んとなく全身が倦怠を覚え、元気がなくなる。
- 2、氣分が勝れず、食事も進まず、又顔面蒼白となることがある。
- 3、作業をしても疲れ易く直ちに飽が来る、それでも働けば呼吸促迫がする。
- 4、時々肩が凝つたり又胸部が痛んだりする。
- 5、大抵は毎日夕方より攝氏三十七度餘りの軽い熱が出ることが多いが、氣の付かぬことがままある。
- 6、夜になり就寝しても安眠の出来ぬことが屢ある。
- 7、就寝してから暑くもないのに寝汗——盜汗が出ることが屢あり不快である。
- 8、身體の抵抗力も體重も日増に少しづゝ減少することが多く又寒冒に罹り易くなる。



健 康 で あ れ !

—テ防予核結
四月二十九日

9、追々と日の経過につれて軽い咳嗽や又は咯痰が出る。

以上述べたやうな症狀がある間に根氣よく十分に衛生法を守り療養すれば良いが、放漫にして置くと病勢が次第々に進行し身體瘠削し咳嗽や咯痰の出るもの多くなり、又強くなり、苦しくなつたりすることがあります。そして時には咯痰に血液が混じて出たり又突然咯血したりするやうなこともあります。

斯様な病態になれば愈々打ち捨て置いては尊き生命にも關しますから何事を放ても専門の信賴する醫師に診療を求める十分なる療養をなすべきであります。

第六 どうすれば罹らぬか結核に。（豫防の方法）

結核豫防方法を二つに分けてお話を致しませう。



摩擦運動

第一には身體の抵抗力を強くする事

「日常より自分の身體抵抗力を強くして要です」。

之には健康を保持又は増進が必要であり、身體外形のみに非らず氣管、肺、心臓、胃腸、肝臓、腎臓等の内臓器も丈夫にせねばなりません。

外形は丈夫さうだが實は病氣持ちで、年中勞働もせずプログラムしてゐる人もあります。殊に結核に侵されるのは虚弱な人か、衰弱してゐる場合其他身體に異常ある場合で、結核菌

が吾等の身體へ這入り、身體の弱味に付込んで結核病を起すのであります。身體が強健であれば萬一結核菌が身體内へ這入つても繁殖しがたく、活動しがたく、毒作用を逞しくすることが出来がたいのであります。ですから吾等は常に身體を強健にしてをくことが、結核豫防上極めて必要な條件であります。

諸君從業員が身體を強健にするには作業に支障なき限り

- 1、適度の休養と十分なる熟眠をとり、肉體も精神も安かにし作業による疲労を完全に回復する事。
- 2、晴天には成るべく屋外に出て日光に當り、又適度の運動をし、新鮮なる空氣を吸ひ心身を鍛錬する事。
- 3、滋養になる飲食物を適量に飲食する事。
- 4、深呼吸、冷水摩擦、體操、遊戲等を規律的に毎日時間を定め十分間期診療する事。

なり二十分間やるもの良い事である。

- 5、疾病に蝕ばまれるときは大抵多少體溫上昇と徐々の體重の減少があり、時々平日より體溫や體重を測定し、異常なきやう注意する事。
- 6、一ヶ年間に春秋二回位は體格検査して身體の健康狀態、發育狀態、變化状態を知り、依つて以て健康を保持すると共に疾病的豫防、早期診療する事。

第二には衛生法を良く遵守する事

「日常より生活々動につきては大小事に拘はらず、衛生法を遵守する事が肝要です」。

- 1、吾等が毎日勞働し生活してゐる間に、何時、何處で嫌な結核菌に身體内へ這入られぬとも限りません。出来るだけ日常より衛生法をよく守り、注意に注意して感染の危険を豫防せねばなりません。

それには先づ健康者の方では、濫^{みだら}りに且つ不注意に結核患者に接觸せぬとであります。

ハンカチか紙片を當て！



患者の唾^{つば}、咳嗽^{せき}、噴嚏^{くしゃみ}或は高聲談話の時の口より發散する飛沫^{とほ}中にも、結核菌が多數に混じて居ることがあり、咯痰や、唾沫の附着せるハンカチ、手拭、シャツ、ジユバン、枕被^{まくび}、夜具襟^{よぐきん}、寢具^{ねぐき}、書物^{しょもく}、茶碗^{ちゃわん}、箸^{はし}、皿^{さら}、煙管^{えんぱう}等にも結核菌附着する虞^{おそれ}れが多分にある故に、之れに接觸し又は貸し借り使用する場合は感染する危険が多いのであります。

殊に一杯飲むときの酒杯^{さかづき}の交換^{こうかん}の如き、

煙管^{えんぱう}、煙管^{パイプ}を貸し借りして煙草をのむ如き、又は食物の口移しの如きは危険極まりないものであります。

2、私達がタマ／＼見ることがあるが、決して作業場の床の上、や廊下等に唾沫^{つば}、咯痰^{たん}を吐いてはならない。

若し作業場の床の上や廊下等に吐き散した唾沫や咯痰に結核菌が混じており、其の場所の微細な塵埃と共に乾燥して舞ひ上り、其の處に労働する同胞が呼吸により、之を口より又は鼻孔より喉頭や氣管通り肺臓内に吸引^{ひきい}込み、時には結核に罹る危険があります。

3、結核患者の方では濫^{みだら}りに他の人に接近せぬやう、又感染せしめぬやう萬全の注意の元に十分に療養をなすべきであるが。咳嗽や噴嚏するときは、ハンカチか紙片を軽く口鼻に當て、咯痰は紙に取つて焼^や捨てるか、水か、曹達^{さうだつ}水か其の他消毒薬液を入れた痰壺^{たんつぼ}に吐き入れ

ねばなりません。

患者の用ふる物品は健康者の物と區別して置き、茶碗、皿、箸等の食器及ハンカチ、手拭等は時々煮沸消毒するか又は消毒薬液等で十分に消毒すべきあります。

ハンケチ一枚が安全

衣類、寝具、雑誌、新聞、書物等の如きも時々日光消毒なり、其の他の方法で消毒せねばなりません。

4、作業場、寄宿舎、住宅、居室、事務室等は常に清潔掃除を勵行し、又日光が良く射入するやう、新鮮な空氣が流通するやう設備する事も必要であります。

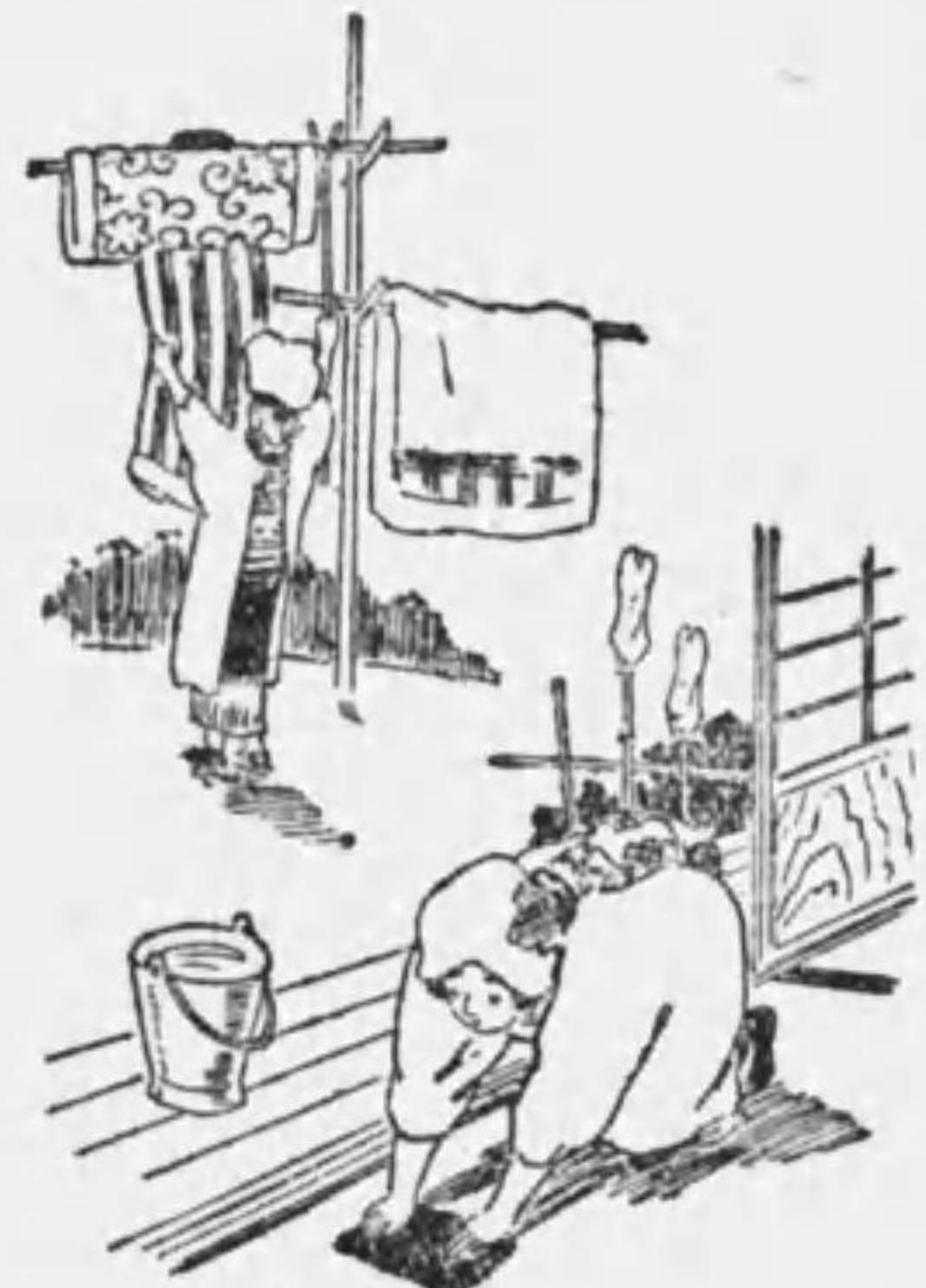


じょくき

殊に日常より寝室の掃除を怠り不潔にし、甚だしきは萬年床に寝起したりすることは、結核菌の巢の中に生活するやうなもので危険が多いのでありますから、斯かる非衛生は避くべきであります。

5、患者の居室は常に清潔にすべきであるが、掃除には「ハタキ」や箒を用ふるのもよいが、石炭酸水、クレゾール水、昇汞水等の消毒薬液を雑巾に濕して之で拭き取るのが一層衛生的で良いのであります。

又健康者が患者の居室に入ると必ず其の健康者が自分の手指等を消毒薬液で消毒することが感染豫



防上極めて必要な衛生法であります。

第七 萬一の場合の手段方法

不幸にして千に一つ萬が一、結核病に侵されたときは、出來得る限り早期に而して輕症の時に、自己の信賴する専門の醫師に診察、治療を求め、其の指示通り十分に根氣よく療養すべきであります。

斯様にすれば大抵は治癒するものであるが、初期に「大した事がない」「醫師に診療を求める程でない！」と稱して放任してゐる中に、段々と重症になり治癒困難となり苦界に彷徨するに

一日も早く診療を求め！



四〇

至るのであります。

「舟に乗つたら船頭委せ」と言ふ諺の如く、自己の信賴する醫師の指示通り療養につきての各種の事柄即ち榮養療法、日光療法、藥物療法、入院、轉地等についても良く之を遵守し實行すべきであります。

病氣が半歳なり、一年なりと言ふやうに永びいたとて、悲觀したり、療養を放擲したりしては生命が一步づき地獄の閻魔の前へ近づくだけで、此の世間で健康と幸福は得られぬのであります。
夫故に此病者は必らず／＼忍耐に忍耐して、半歳でも一年でも二年でも全治するまで、氣永に又クヨ／＼せず、心を安かに養生を専心になすべきであります。

第十二表

(1) 三大織維工業從業員ノ疾。病死亡率

四一

業別	死亡率
製絲工業	二五・四一
紡績工業	二〇・二三
織物工業	二三・一八

同結核ノ死亡率	六三・二三
製絲工業	五七・八一
紡績工業	五一・三二

(2) 是れを觀察するに織物工業從業員に於て結核死亡率最も高く、製絲工業從業員之れに次ぎ、從來最も結核死亡率多しと推察せられた紡績工業從業員の死亡率最も少い。之れ近來紡績工業者が從業員男女の保健衛生に比較的多量の注意と、多額の施設費及療養費を支拂い、疾病的豫防並に治療につき可なりの努力を爲しつつある爲めであらうと思考せられる。

甲の從業員

「あの醫師に五十何日間も診療してもらつてゐるが、少しも快方に向はぬあの醫師はダメだ！」。

乙の從業員

「あそここの醫師にもう半歳も診療を受けてゐるが、治癒せぬから今度は醫師を変更して見やう」。

丙の從業員

「醫師に診療してもらつてもダメだ、隣町の祈禱者に祈禱してもらい御供

水でも飲んで治さう」。

丁の從業員

「新聞で見ると○○○○の結核全快の大きな廣告が出てゐる、あの賣藥を服用して治さう、もう醫師の藥もあきくした」。

右の如き例は廣い世間に可なりある様であるが、根氣よく専心に療養せ

ず人々の評判で彼處、此處と各所の醫師や占師、祈禱師等をアサリあるく人は、地獄へ向つてその一丁目を歩いてゐるやうな危険な立場にあります。

祈禱や御供水御供物等に迷つたり、又新聞や雑誌の誇大廣告などを読み多額の金錢を費消し、所謂素人療治をしてゐる間に取り返しのつかぬ悲惨や不幸に陥入り、失敗を招く人もあるやうであります。

療養の適切時期を失してから彼地の病院、此地の名醫を尋ね廻り精神も肉體疲れ果て、病氣は日、一日と重態に陥入り全快の見込なく、アノ世へ旅立ちの準備してゐたやうなものもあるやうであります。

元來結核は慢性的疾患であり、此疾病に罹るとも悲觀したり、落膽したり又恐怖心を起すのは大禁物で、忍耐にくして氣樂に氣永に療養する事が最も肝要であり又さうすれば治癒し易いのであります。

法 令 拔 萃 (参考)

(一) 結核豫防法

第一條 本法ニ於テ結核ト稱スルハ肺結核又ハ喉頭結核

ニシテ病毒傳播ノ危険アルモノヲ謂フ

第四條 行政官廳ハ結核豫防上必要ト認ムルトキハ左ノ

事項ヲ行フコトヲ得

一 業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ從事スル者又ハ病

毒蔓延ノ虞アル場所ニ居住シ若ハ其ノ場所ニ於テ職

業ニ從事スル者ニ對シ健康診斷ヲ施行スルコト

二 結核患者ニ對シ業態上病毒傳播ノ虞アル職業ニ從

事スルヲ禁止スルコト

三 學校、病院、製造所其ノ他ノ多衆ノ集合スル場所

又ハ旅店、料理店、理髪店其ノ他ノ客ノ來集ヲ目的

トル場所ニ付病毒傳播媒介トナルヘキ事項ヲ制限

シ若ハ禁止シ又ハ場所ノ管理ヲ爲ス者若ハ其ノ代理

ヲ爲ス者ニ對シ結核豫防上必要ナル施設ヲ爲サシム

ルコト

四 古著、古蒲團、古本、紙脣、襷襪、飲食物其ノ他

ノ物件ニシテ病毒ニ汚染シ又ハ其ノ疑アルモノノ賣
買若ハ授受ヲ制限シ若ハ禁止シ、其ノ物件ノ消毒若
ハ廢棄ヲ爲サシメ又ハ其ノ物件ノ廢棄ヲ爲スコト

第五條 地方長官ハ結核豫防上必要ト認ムルトキハ探

光、換氣其ノ他ノ關係ニ於テ衛生上不良ナル建物ノ使

用ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得(略)

第七條 地方長官ハ結核患者ニシテ療養ノ途ナキモノ及

豫防上特ニ必要ト認ムルモノヲ前條ノ規定ニ依リ設置

スル結核療養所ニ入所セシムルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル入所ノ費用ノ負擔及徵收ニ關シテハ

勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十一條 北海道地方費又ハ府縣ハ勅令ノ定ムル所ニ從
ヒ第四條第一項第二號ノ規定ニ依ル從業禁止又ハ第七
條第一項ノ規定ニ依ル入所ニ因リ生活スルコト能ハサ
ル者ニ對シ其ノ生活費ヲ補給スヘシ

(二) 結核豫防法施行令

第十三條 結核豫防法第十一條ノ規定ニ依リ生活費ノ補

毒傳播ノ危険ナキ場所ノ外ニ略出セサルコト

- 一 從業ヲ禁止セラレタル者
- 二 従業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル者ノ配偶者又ハ子ニシテ現ニ之ト同一ノ家ニ在ル者但シ養子ハ家督相続人ニ限ル

- 三 前號ニ掲タル者ヲ除クノ外從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル者ニ依リ扶養ヲ受クヘキ者ニシテ從業ヲ禁止セラレ又ハ入所セシメラレタル時ヨリ引續キ之ト同一ノ家ニ在ル者

- 第四條 生活費ノ補給ハ生活費ノ補給ヲ受ケムトスル者ノ申請ニ依リ地方長官ニ於テ其ノ許否ヲ決定ス
- 第五條 生活費ノ補給ハ生活ニ必要ナル限度ヲ超ユルコトヲ得ス

- 第六條 生活費補給ノ程度、方法、期間、廢止及停止ニ關スル事項ハ地方長官ニ於テ之ヲ定ム

(三) 結核豫防法施行規則

- 第一條 結核豫防法第二條第一項ノ規定ニ依リ醫師ノ指示スヘキ消毒其ノ他ノ豫防方法ハ左ノ各號及第六條ノ規定ニ準據スヘシ

一 睡壺ハ睡壺ノ布片、紙片又ハ下水、便池其ノ他病

- 八 患者死亡シタルトキハ其ノ使用シタル居室、衣服、寝具、書籍其ノ他ノ物件ハ之ヲ消毒スルコト
- 九 患者居室又ハ住家ニシテ必要ト認ムル場所ヲ消毒スルコト
- 十 患者死亡シタルトキハ其ノ使用シタル居室、衣服、寝具、書籍其ノ他ノ物件ハ之ヲ消毒スルコト
- 十一 患者ノ常用シタル衣服、寝具、書籍其ノ他ノ物件ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシメムトスルトキハ消毒スルコト
- 十二 患者居室又ハ住家ヲ轉シタルトキハ其ノ使用シタル居室又ハ住家ニシテ必要ト認ムル場所ヲ消毒スルコト
- 十三 患者死亡シタルトキハ其ノ使用シタル居室、衣服、寝具、書籍其ノ他ノ物件ハ之ヲ消毒スルコト
- 十四 患者ノ常用シタル衣服、寝具、書籍其ノ他ノ物件ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシメムトスルトキハ消毒スルコト
- 十五 患者ノ常用シタル衣服、寝具、書籍其ノ他ノ物件ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシメムトスルトキハ消毒スルコト
- 十六 患者ノ常用シタル衣服、寝具、書籍其ノ他ノ物件ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシメムトスルトキハ消毒スルコト
- 十七 患者ノ常用シタル衣服、寝具、書籍其ノ他ノ物件ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシメムトスルトキハ消毒スルコト
- 十八 患者ノ常用シタル衣服、寝具、書籍其ノ他ノ物件ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシメムトスルトキハ消毒スルコト
- 十九 患者ノ常用シタル衣服、寝具、書籍其ノ他ノ物件ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシメムトスルトキハ消毒スルコト
- 二十 患者ノ常用シタル衣服、寝具、書籍其ノ他ノ物件ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシメムトスルトキハ消毒スルコト
- 二十一 患者ノ常用シタル衣服、寝具、書籍其ノ他ノ物件ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシメムトスルトキハ消毒スルコト
- 二十二 患者ノ常用シタル衣服、寝具、書籍其ノ他ノ物件ヲ他人ニ交付シ又ハ使用セシメムトスルトキハ消毒スルコト

- 第五條 病院其ノ他患者ヲ收容スル場所ニ於テハ左ニ掲タル事項ヲ遵守スヘシ
 - 一 結核患者ト他ノ患者トヲ同室ニ收容セサルコト
 - 二 結核患者ヲ收容シタル病室ハ消毒スルニ非サレハル
 - 三 結核病毒ニ汚染シ若ハ汚染ノ疑アル物件ハ使用者キハ期日ヲ指示シテ其ノ變更又ハ増置ヲ命スル事ヲ得
- 第六條 第二條第四條第五條ノ規定ニ依ル消毒ノ方法ハ大正十一年九月内務省令第二十四號ニ依ルヘシ但シ薬物ヲ以テ睡壺ヲ消毒スルニハ鹽酸加石炭酸水(防疫用石炭酸五分鹽酸一分水九十四分)ヲ使用スヘシ

(四) 傳染病豫防法施行規則

- 第二十一條 消毒方法ハ左ノ四種トス

- 一 燒却
- 二 蒸汽消毒
- 三 烹沸消毒
- 四 薬物消毒

- 第五條 痘病院其ノ他患者ヲ收容スル場所ニ於テハ左ニ掲タル事項ヲ遵守スヘシ
 - 一 痘病院ノ用ニ供スル寢具ハ白布ヲ以テ被包スルコト
 - 二 前號ノ白布及貨浴衣ハ使用者ヲ更ムル毎ニ洗濯スルコトヲ得ス
 - 三 結核患者若ハ其ノ疑アル患者ノ宿泊シタル室又ハ使用シタル物件ヲ他人ニ使用セシメントスルトキハ消毒スルコト
 - 四 前項ノ規定ハ前項以外ノ旅店及下宿屋、貸座敷其ノ他ノ場所ニシテ地方長官ノ指定シタルモノニ之ヲ準用ス

蒸気消毒ヲ施行セムトスルトキハ左ノ事項ニ注意スヘシ

一 消毒ニ因リ褪色ノ處アルモノハ蒸気消毒ヲ避ケ他物ニ染色ノ處アルモノハ他物ト混シ蒸気消毒ヲ行ハサルコト

二 衣類ハ豫メ袖又ハ衣襲ヲ検索シ爆破又ハ發火シ易キ物件アルトキハ取出スコト

第二十三條 煮沸消毒スヘキ物件ヲ全部水ニ浸漬シ沸騰後三十分間以上煮沸スヘシ

煮沸消毒ノ施行ニ關シテハ前條第二項第一號ヲ準用ス

第二十四條 藥物消毒ニ用ウヘキ薬品並其ノ製法及用法左ノ如シ

一 石炭酸水 防疫用石炭酸三分水九十七分

石炭酸水ヲ製スルニハ定量ノ防疫用石炭酸ニ少量ノ湯又ハ水ヲ加ヘ攪拌又ハ振盪シツ、徐々ニ水ヲ注キ定量ニ至ラシムヘシ

石炭酸水ハ使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ

二 「クレゾール」水 「クレゾール」石鹼液三分水九十七分

「クレゾール」水ヲ製スルニハ定量ノ「クレゾール」石鹼液ニ定量ノ水ヲ加フヘシ

「クレゾール」水ハ使用ノ都度之ヲ振盪スヘシ
三 昇汞水 昇汞一分、普通食鹽一分、水千分

昇汞水ヲ製スルニハ定量ノ昇汞及普通食鹽ヲ定量ノ水ニ溶解シ又ハ昇汞錠（一錠中昇汞〇・五「グラム」ヲ含ム）ヲ一錠ニ付水約五百「グラム」ノ割合ニ溶解スヘシ

昇汞水ハ金屬製ニ非サル容器ニ之ヲ貯藏シ其ノ昇汞錠ヲ用ヒサルモノハ「スカレット」、「フクシン8」其ノ他適當ノ色素ヲ加ヘ著色シ識別シ易カラシムルコトヲ要ス

四 煙製石灰 少量ノ水ヲ注ケハ熱ヲ發シ崩壊スルモ

煙製石灰末 煙製石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末ト爲シタルモノ
煙製石灰末ヲ製スルニハ用ニ煙製石灰ニ少量ノ水ヲ加ヘ粉末ト爲スヘシ

煙製石灰二分水八分
煙製石灰末ヲ製スルニハ定量ノ煙製石灰ヲ徐々ニ定量ノ水ヲ加ヘ充分攪拌スヘシ

石灰乳 煙製石灰二分水八分
石灰乳ヲ製スルニハ定量ノ煙製石灰ヲ徐々ニ定量ノ水ヲ加ヘ充分攪拌スヘシ
石灰乳ハ用ニ臨ミ之ヲ製シ且使用ノ都度之ヲ攪拌スヘシ

三 氣密ニ閉鎖シ得ヘキ消毒函内又ハ土藏造、洋風建物、船舶、汽車等ニシテ戸扉、窓孔等ヲ密閉シ得ヘキ室内ニ非サレハ之ヲ使用スヘカラス
内務大臣ノ指定シタル薬品ニシテ傳染病研究所ノ検定ニ合格シタルモノハ之ヲ原料トシテ傳染病研究所ノ指示スル製法ニ從ヒ調製シタル薬品ハ傳染病研究所ノ指示スル所ニ從ヒ之ヲ前項各號ノ薬品ニ代用スルコトヲ得

（五）流行性感冒ノ警防要項

（大正十年一月六日内務省訓令第一號）

第一 病原及傳染徑路

- 一 病原體トシテブアイフェル氏菌、瀕過性病原體又ハ他ノ菌ヲ舉クル者アルモ現今ニ於テハ未タ學者間ニ意見ノ一致ヲ見ス
- 二 重症ノ流行性感冒ニハ肺炎ヲ伴フモノ最モ多シ
- 三 流行性感冒肺炎ニハブアイフェル氏菌及肺炎雙球菌ノ重要ナル意義ヲ有ス
- 四 病源體ノ排泄口及侵入門戶ハ主トシテ口腔及鼻腔ナリ
- 五 感染ハ主トシテ咳嗽、噴嚏等ノ際ニ於ケル飛沫傳染
- 六 潛伏期ニ依ルニ非サレハ之ヲ使用スヘカラス
- 七 真空裝置ニ依ル消毒時間ハ其ノ裝置ニ依リ之ヲ定ム
- 八 ヘシ

ニ因ル

唾液、鼻汁其ノ他器具、食器、手拭等感染ノ媒介ヲナ
スコトアリ

五 病原體保有者カ傳染源トナルコトアリ

第二 豫防方法

第一 飛沫傳染ノ防止

一 咳嗽、噴嚏ニ關スル注意

- イ 咳嗽、噴嚏ノ際ハ「ハンケチ」、手拭、紙片等ニテ口鼻ヲ覆フコト
- ロ 對談ノ際ハナルヘク三四尺ノ間隔ヲ保ツコト
- ハ 飛沫傳染ノ危險ナルコトヲ周知徹底セシムルコト

二 「マスク」ノ使用

- イ 患者ニ接スルトキ使用スルコト
- ロ 群集ノ中（電車、汽車、劇場、寄席、活動寫眞館、集會等）ニ入ルトキ使用スルコト
- ハ 患者又ハ罹患ノ疑アル者ハ人ニ接スルトキ又ハ外出ノ際使用スルコト
- ニ 理髪業者ノ如キハ從業中使用スルコト
- イ 「マスク」ニ關スル注意
- イ 「マスク」ハ清潔ナル布片ニテ製シ其ノ厚サハ

三 「マスク」ニ關スル注意

四 旅店、下宿屋其ノ他宿泊所

五 患者又ハ罹患ノ疑アル者ニハ速ニ醫療ヲ受ク

「ガーゼ」六枚ノ程度ラ標準トスルコト
ロ 「マスク」ハ口鼻ヲ完全ニ覆フ大サヲ要スルコト

ト
ハ 「マスク」ハ時々取換ヘ又ハ煮沸、洗濯スル等常ニ清潔ニスルコト

乙 患者ノ隔離

一 一般家庭

- イ 患者ハナルヘク別室ニ隔離シ別室ナキトキハ屏風衝立ノ類ヲ以テ健康者ト隔ツルコト
- ロ 患者ハナルヘク早期ニ入院スルヲ可トス
- ハ 工場通勤者ニシテ罹患セルモノ又ハ罹患ノ疑アルモノアルトキハ相當期間就業ヲ差控ヘシムルコト

二 寄宿舎及工場等

- イ 流行ノ兆アルトキハ健康診斷、外出禁止、面會謝絶其ノ他出入ノ警戒ヲナスコト
- ロ 隔離室ヲ設ケ患者及罹患ノ疑アル者ハ早期ニ隔離スルコト

三 旅店、下宿屋其ノ他宿泊所

- イ 患者又ハ罹患ノ疑アル者ニハ速ニ醫療ヲ受ク

ヘキコトヲ勧メ他ノ宿泊人トノ交通ヲ差控ヘシ
ムルコト

ロ 患者ニハナルヘク早期入院ヲ勧ムルコト

四 病院其ノ他患者收容所

流行性感冒患者ト他ノ一般患者トハ同室ニ收容セ

サルコト

五 客ニ接スル業務者

患者又ハ罹患ノ疑アル者ハ相當期間就業ヲ差控フ

ルコト

四 集會、集合ノ制限

一 演説會、講演會、說教等

流行時ニハナルヘク此ノ種ノ會合ヲ見合ハスコト

二 學校、幼稚園等

（一）昇校停止

イ 職員、生徒、兒童ニシテ罹患セルモノ又ハ罹患ノ疑アルモノハ直ニ昇校ヲ停止スルコト

ロ 患者ノ發生セル家庭又ハ部落ヨリ來ル職員生徒、兒童ニ對シテハ必要ト認ムルトキハ直ニ昇校ヲ停止スルコト

（二）學校閉鎖

學校内、學校所在地及其ノ近傍ニ於テ患者發

生ノ場合ハ狀況ニ依リ速ニ全校又ハ其ノ一部ヲ閉鎖スルコト

（三）流行時ニハ遠足、運動會、早朝ノ昇校等ニ付考慮スルコト

（四）幼稚園ニ於テハ前記各號ニ準シ處置スルコト

三 劇場、寄席、活動寫眞館等

流行時ニハ入場者ノ「マスク」使用ヲ獎勵シ衛生

施設ヲ一層嚴密ニシ狀況ニ依リ興行ヲ見合ハスコト

四 交通機關

祭禮、祝賀會、法會、葬式等ニ於ケル多人數ノ

集合ハナルヘク之ヲ避クルコト

五 交通機關

咳嗽、噴嚏ニ關スル注意、「マスク」ノ使用、唾液

ノ處置ヲナルヘク圓行スルコト

丁 消毒

唾液ハ唾壺、布片、紙片又ハ下水、便池等ノ外ニ

咯出セサルコト

唾液、鼻汁ニテ汚染セル布片、紙片及唾壺ノ唾液

ハ消毒シ又ハ便池ニ投棄スルコト

二 患者ノ使用セル居室、寝具、衣類、食器等ノ消毒

イ 居室ノ消毒

疊及器具ハ湿布ヲ以テ拭淨シ室内ハ日光ノ射入、空氣ノ交換ヲ充分ニスルコト

ロ 寝具、衣類ノ消毒

毎日光消毒ヲ行フカ又ハ煮沸消毒、蒸氣消毒等ヲ行フコト

ハ 食器ノ消毒

食器ハ専用トシ使用ノ都度熱湯消毒ヲ行フコト

ニ 患者又ハ罹患ノ疑アル者ノ使用セル物件ハナルヘク健康者用ノモノト區別シ消毒セル後ニ非サレハ他人ニ使用セシメサルコト

三 旅店、下宿屋、飲食店、料理店等ニ於テ營業上使用スル物件ニ付テハ前記各號ニ準シ處置スルコト

戊 含 噉

含嗽ハ食鹽水(百分中食鹽一)、雷曹水(百分中重曹一)、硼酸水(百分中硼酸二)、微溫湯等ヲ使用シ一日數回殊ニ外出ノ後食事ノ前後及就眠前ニ行フコト

第二 豫防注射

流行ノ兆アル時ハナルヘク速ニ豫防注射ヲ受クルヲ可トス

注射ヲ受ケムトスル者ニシテ心臓疾患、脚氣、腎臓疾患、肺結核、妊娠、發熱其ノ他身體ニ異常アルモノハ豫メ、特ニ醫師ニ協議スルコト

第三 一般衛生

一 精神ヲ爽快ニ保チ皮膚ヲ練固シ腸胃ヲ健全ニシ適度ノ運動ヲナシテ抵抗力ノ増進ヲ計ルコト

二 徒歩ヲ獎勵スルコト

三 老幼、虛弱者ハ特ニ寒氣ニ冒サレサルコトニ注意

ハ 防寒設備ニ注意シ湯冷、寢冷等ヲ避クルコト

四 強壯者ト雖豫防注意ヲ怠ラサルコト

五 過勞ヲ避ケ休養ヲ充分ニスルコト

六 室内ノ採光、換氣、清潔ニ注意シ寢具、衣類等ノ乾燥其ノ他清潔ニ努ムルコト

七 頭痛、發熱等身體ニ異常アルトキハ速ニ醫師ノ診療ヲ受ケ其ノ注意ヲ嚴守スルコト

（六）工場法(明治四十四年三月二十八日) 法律第四十一条)

(大正十二年三月二十九日)
法律第三十三號改正
(昭和四年三月二十七日)
法律第二十一號改正

用ニ付テハ之ヲ通算ス

第四條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ午後十時ヨリ午前五時ニ至ル間ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ午後十一時迄就業セシムルコトヲ得

第七條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ニ對シ毎月少クトモ二回ノ休日ヲ設ケ、一日ノ就業時間カ六時間ヲ超ユルトキハ少クトモ三十分、十時間ヲ超ユルトキハ少クトモ一時間ノ休憩時間ヲ設ケ、一日ノ就業時間中ニ於テ設クヘシ前項ノ休憩時間ハ一齊ニ之ヲ與フヘシ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限り在ラス

夏季ニ於テ一時間ヲ超ユル休憩時間ヲ設クル場合ニ於テハ工業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ其ノ超ユル時間ハ前項ノ休憩時間ハ一齊ニ之ヲ與フヘシ但シ其ノ延長時間ハ一日ノ就業時間ヲ超ユルトキハ此ノ限り在ラス

第十五條 工業主ハ勤令ノ定ムル所ニ依リ聯工カ業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テ本人又ハ其ノ遺族若ハ本人ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ヲ扶助スヘシ

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一二該當スル工場ニ之ヲ適用ス

一 常時十人以上ノ職工ヲ使用スルモノ

二 事業ノ性質危険ナルモノ又ハ衛生上有害ノ處アルモノ

本法ノ適用ヲ必要トセサル工場ハ勤令ヲ以テ之ヲ除外スルコトヲ得

第三條 工業主ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

主務大臣ハ業務ノ種類ニ依リ本法施行後十五年間ヲ限リ前項ノ就業時間ヲ二時間以内延長スルコト得

就業時間ハ工場ヲ異ニスル場合ト雖前二項ノ規定ノ適

（七）工場法施行令(大正五年八月二日) 勅令第百九十三號)

(大正十一年十一月一日勅令第四百七十一號改正)
 (昭和十五年六月五日勅令第百五十三號改正)
 (昭和四年六月二十六日勅令第二百二號改正)

第四條 職工業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ本章ノ規定ニ依リ扶助ヲ爲スヘシ
 扶助ヲ受クヘキ者民法ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ工業主ハ扶助金額ヨリ其ノ金額ヲ控除スルコトヲ得
 前項扶助ノ義務ハ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外職工ノ解雇ニ因リテ變更セラルルコトナシ

第五條 職工負傷シ又ハ疾病ニ罹リタルトキハ工業主ハ其ノ費用ヲ以テ療養ヲ施シ又ハ療養ニ必要ナル費用ヲ負擔スヘシ

第六條 職工療養ノ爲務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケタルトキハ工業主ハ職工ノ療養中一日ニ付賃金百分ノ六十以上ノ休業扶助料ヲ支給スヘシ但シ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ發シタル疾病ニ付其ノ支給百八十日ヲ超エタルトキハ其ノ後ノ支給額ヲ一日ニ付賃金百分ノ四十迄ニ減スルコトヲ得

第七條 職工ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時ニ於テ左ノ各號ノ一ニ該當スル程度ノ身體障害ヲ存スルトキハ工業ヲ爲スコトヲ要セス

トヲ要セス健康保險法ニ依ル傷病手當金ノ支給ヲ受クヘキトキハ休業扶助料ノ支給ニ付亦同シ
 職工ノ死亡ニ關シ健康保險法ニ依リ埋葬料又ハ埋葬ニ要シタル費用ノ支給アルヘキトキハ埋葬料ノ支給ハ之ヲ爲スコトヲ要セス

(八) 工場法施行規則

(大正五年八月三日)
 (農商務省令第十九號)
 (大正十五年六月七日)
 (内務省令第十三號改正)
 (昭和四年五月十八日)
 (内務省令第十六號改正)

健康保險法第六十二條第一項第二項、第六十四條又ハ第六十五條第二項ノ規定ニ依リ保險給付ヲ受ケサル場合ニ於テハ前二項ノ例ニ依リ第五條ノ扶助又ハ休業扶助料若ハ葬祭料ノ支給ハ之ヲ爲スコトヲ要セス
 第十四條 第五條ノ規定ニ依リ扶助ヲ受ケ又ハ健康保險法ニ依リ療養ノ給付若ハ療養費ノ支給ヲ受クル職工療養開始後三年ヲ超過スルモ負傷又ハ疾病治癒セサルトキハ工業主ハ賃金五百四十日分以上ノ打切扶助料ヲ支給シ以後本章ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得
 第十五條 工業主ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ本章ノ規定ニ依ル扶助ヲ爲ササルコトヲ得
 一 職工ノ解雇後一年ヲ超過シテ扶助ヲ請求スルトキ但シ既ニ受ケタル扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス解雇前ニ又ハ解雇後一年内ニ請求シタル扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ノ原因タル負

傷又ハ疾病ニ基キ請求スルトキ亦同シ
 二 扶助又ハ健康保險法ニ依ル保險給付ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ疾病カ職工ノ解雇後ニ於テ再發スルトキ
 第八條 工業主ハ左ニ掲クル疾病ニ罹レル者ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス但シ第四號又ハ第五號ニ掲クル疾病ニ罹レル者ニ付傳染預防ノ處置ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス
 一 精神病
 二 瘟、肺結核、喉頭結核
 三 丹毒、再歸熱、麻疹、流行性腦脊髓膜炎其ノ他之ニ准スヘキ急性熱性病
 四 微毒、疥癬其ノ他傳染性皮膚病
 五 膜漏性結膜炎、トラホーム(著シク傳染ノ處アル)

主ハ左ニ掲クル區別ニ依リ障害扶助料ヲ支給スヘシ
 一 終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ
 賃金三百六十日分以上
 二 終身勞務ニ服スルコト能ハサルモノ
 賃金五百四十日分以上
 三 從來ノ勞務ニ服スルコト能ハサルモノ、健康舊ニ復スルコト能ハサルモノ又ハ女子ノ外貌ニ醜痕ヲ残シタルモノ
 賃金百八十日分以上
 四 身體ヲ傷害シ舊ニ復スルコト能ハスト雖引續キ從來ノ勞務ニ服スルコトヲ得ルモノ
 賃金四十日分以上
 第七條ノ二 職工重大ナル過失ニ因リ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ且工業主其ノ事實ニ付地方長官ノ認定ヲ受ケタル場合ニ於テハ休業扶助料又ハ障害扶助料ヲ支給セサルコトヲ得
 第八條 職工死亡シタルトキハ工業主ハ遺族又ハ職工ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ賃金三百六十日分以上ノ遺族扶助料ヲ支給スヘシ
 第十三條ノ二 職工健康保險法(第四十八條第一項第二號ノ規定ヲ除ク)ニ依ル療養ノ給付又ハ療養費ノ支給ヲ受クヘキトキハ其ノ期間第五條ノ扶助ハ之ヲ爲スコトヲ得

モノ) 其ノ他之ニ準スヘキ傳染性眼病
工業主ハ肋膜炎、心臓病、脚氣、關節炎、腱鞘炎、急
性泌尿生殖器病其ノ他ノ疾病ニ罹レル者ニシテ就業ノ
爲病疾増悪ノ虞アル場合ハ之ヲ就業セシムルコトヲ得
ス

工業主ハ傳染病又ハ重大ナル疾病ニ罹レル者ニシテ其

ノ症候消失シタル後ト雖健康ノ回復セサル場合ハ之ヲ
就業セシムルコトヲ得ス但シ醫師ノ意見ヲ徵シ支障ナ

シト認ムル業務ニ就カシムル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十條 地方長官ハ前二條ニ掲タル場合ノ外工業主ニ對
シ病者又ハ產婦ノ就業ノ制限又ハ禁止ヲ命スルコトヲ
得

第十一條 工場法第十四條ノ規定ニ依ル證票ハ様式第一
號ニ依ル

第十二條 工業主ハ就業規則ヲ適宜ノ方法ヲ以テ職工ニ
周知セシムヘシ

工業主ハ始業及終業ノ時刻並休憩及休日ニ關スル事項
ヲ各作業場ノ見易キ場所ニ掲示スヘシ

第十二條ノ二 工業主ハ職工ニ就業前後メ其ノ賃金ノ率
及計算法ヲ明示スヘシ

第十三條 工業主ハ扶助ニ關スル事項ノ要領ヲ平易ニ記
ルコトヲ得ス

地方長官ハ第一項ノ場所ニ於ケル作業ニ關シ他種ノ作
業ノ禁止其ノ他必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第二十八條 研磨機ニ依ル金属研磨、炭酸含有清涼飲料
水ノ曝詰其ノ他物體ノ飛來ノ虞アル作業、高熱物體又
ハ毒劇薬、毒劇物ノ製造又ハ取扱ヲ爲ス作業、有害光
線ニ曝露スル作業、多量ノ粉塵又ハ有害ノ瓦斯、蒸氣
又ハ粉塵ヲ發散スル場所ニ於ケル作業其ノ他危害ノ虞
アリ又ハ衛生上有害ナル作業ニ於テハ之ニ從事スル職
工ニ使用セシムル爲適當ナル保護具ヲ備フヘシ

第二十九條 衛生上有害ナル瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散
スル工場ニ於テハ當該職工ノ爲適當ナル食事ノ場所ヲ
設クヘシ但シ當該職工カ工場内ニ於テ食事ヲ爲ササル
場合ニハ此ノ限ニ在ラス

第三十條 職工ハ就業規則ヲ遵守スヘシ但シ就業規則
ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十一條 地方長官ハ衛生又ハ危害豫防上必要ト認ム
ルトキハ工場及附屬建設物ノ採光、換氣ノ爲窓面ノ增
加又ハ照明裝置其ノ他ノ適當ナル處置ヲ命スルコトヲ
得

第三十二條 工場ニハ負傷者ノ救護ニ必要ナル救急用具
及材料ヲ備フヘシ但シ作業ノ性質上傷害ノ虞ナキ場合
ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十三條 食堂、炊事場及食器ハ常ニ清潔ニ保ツヘシ
食堂及炊事場ニハ工場法施行規則第八條第一項ノ疾病
ニ罹レルモノヲ使用スルコトヲ得ス

第三十四條 更衣所及浴場ハ之ヲ男女用ニ區別スヘシ

第三十五條 地方長官ハ前各條ニ定ムルモノノ外工場及
附屬建物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公
益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必
要ナル事項ヲ工業主ニ命スルコトヲ得

述シ適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ職工ニ周知セシムヘシ
第十四條 職工就業中又ハ工場及附屬建設物内ニ於テ負
傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタルトキハ工業主ハ速滞
ナク醫師ヲシテ診斷又ハ検査ヲ爲サシムヘシ

(九) 工場危害豫防及衛生規則

(昭和四年六月二十日)

第一條 本令ハ工場法第一條ノ工場ニ之ヲ適用ス

第二十六條 瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散シ衛生上有害ナ
ル場所又ハ爆發ノ虞アル場所ニハ之カ危害ヲ豫防スル

爲其ノ排出密閉其ノ他適當ナル設備ヲ爲スヘシ

第二十七條 左ニ掲タル場所ニハ必要アル者以外ノ者ノ
立入ルコトヲ禁止シ其ノ旨掲示スヘシ

一 爆發性、發火性又ハ引火性料品ノ製造、取扱又ハ
貯藏ヲ爲ス場所

二 毒劇薬、毒劇物又ハ其ノ他ノ有害料品ノ製造又ハ
取扱ヲ爲ス場所

三 瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散シ衛生上有害ナル場所
四 多量ノ高熱物體ヲ取扱フ場所

前項ニ依リ禁止セラレタル場所ニハ職工ハ濫リニ立入

更衣所、含嗽裝置若ハ浴場ノ裝置ヲ命スルコトヲ得
第三十條 職工ハ就業規則ヲ遵守スヘシ但シ作業ノ性質上傷害ノ虞ナキ場合
ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十一條 地方長官ハ衛生又ハ危害豫防上必要ナル救急用具
及材料ヲ備フヘシ但シ作業ノ性質上傷害ノ虞ナキ場合
ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十二條 工場ニハ負傷者ノ救護ニ必要ナル救急用具
及材料ヲ備フヘシ但シ作業ノ性質上傷害ノ虞ナキ場合
ニ於テハ此ノ限ニ在ラス

第三十三條 食堂、炊事場及食器ハ常ニ清潔ニ保ツヘシ
食堂及炊事場ニハ工場法施行規則第八條第一項ノ疾病
ニ罹レルモノヲ使用スルコトヲ得ス

第三十四條 更衣所及浴場ハ之ヲ男女用ニ區別スヘシ

第三十五條 地方長官ハ前各條ニ定ムルモノノ外工場及
附屬建物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公
益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ爲必
要ナル事項ヲ工業主ニ命スルコトヲ得

第三十六條 工業主ハ肋膜炎、心臓病、脚氣、關節炎、腱鞘炎、急
性泌尿生殖器病其ノ他ノ疾病ニ罹レル者ニシテ就業ノ
爲病疾増悪ノ虞アル場合ハ之ヲ就業セシムルコトヲ得
ス

第三十七條 地方長官ハ前二條ニ掲タル場合ノ外工業主ニ對
シ病者又ハ產婦ノ就業ノ制限又ハ禁止ヲ命スルコトヲ
得

第三十八條 工業主ハ就業規則ヲ適宜ノ方法ヲ以テ職工ニ
周知セシムヘシ

第三十九條 地方長官ハ第一項ノ場所ニ於ケル作業ニ關シ他種ノ作
業ノ禁止其ノ他必要ナル事項ヲ命スルコトヲ得

第四十條 研磨機ニ依ル金属研磨、炭酸含有清涼飲料
水ノ曝詰其ノ他物體ノ飛來ノ虞アル作業、高熱物體又
ハ毒劇薬、毒劇物ノ製造又ハ取扱ヲ爲ス作業、有害光
線ニ曝露スル作業、多量ノ粉塵又ハ有害ノ瓦斯、蒸氣
又ハ粉塵ヲ發散スル場所ニ於ケル作業其ノ他危害ノ虞
アリ又ハ衛生上有害ナル作業ニ於テハ之ニ從事スル職
工ニ使用セシムル爲適當ナル保護具ヲ備フヘシ

第四十一條 衛生上有害ナル瓦斯、蒸氣又ハ粉塵ヲ發散
スル工場ニ於テハ當該職工カ工場内ニ於テ食事ヲ爲ササル
場合ニハ此ノ限ニ在ラス

第四十二條 毒劇藥、毒劇物其ノ他有害料品ノ取扱ヲ爲ス工場、多
量ノ粉塵ヲ發散スル工場其ノ他ノ工場ニシテ作業ノ爲
身體ヲ污染スル工場ニ於テハ適當ナル洗面裝置ヲ設ケ
必要品ヲ備フヘシ

第四十三條 前二項ノ工場又ハ高熱物體ヲ取扱フ工場ニ於テ地方長
官必要ト認ムルトキハ飲料水ノ供給又ハ食事ノ場所、

(十) 工場危害豫防及衛生規則

施行標準

第二十七條

一、第一項第一號ハ第二十條ニ付掲ケタル料品ト同様ナルコト

二、第一項第二號ノ毒劇薬、毒劇物以外ノ有害料品ノ主ナルモノヲ掲省令第二號及第六號ニ依ルコト

三、毒劇薬、毒劇物以外ノ有害料品ノ主ナルモノヲ掲クレハ左ノ如キモノトナルコト

水銀

鉛又ハ鉛合金ノ粉末

炭酸鉛

炭酸

過酸化満倅、過酸亜鉛加里

ベンゾール、トルオール、キシロール

タール類

石油類

硫化水素

アセトン

染料及中間物(無害ナルモノヲ除ク)

四、第一項第四號ハ熔融若ハ灼熱セル金屬、煮沸セル若ハ高溫ナル液體又ハ燒鐵等ノ取扱ハルル場所ヲ謂フ事酒造工場及手吹製糖工場ノ種取り作業ヲ爲ス場所ノ如キハ之ヲ含マサルコト

五、第一項該當業務ハ成ルヘク他ノ作業ト隔離シ又ハ障壁ヲ以テ遮断スヘキコト

六、分量輕少ノ場合ニハ本條ノ適用ナキコト

第二十八條

一、物體ノ飛來ニ依ル危険ニ對シテハ物體ノ飛來自體ヲ防クヘキ裝置ヲ設クルコトヲ第一トシ右豫防裝置ヲ設ケ難キ場合又ハ右豫防裝置ヲ設クルモ尙危害ノ處アル場合ニ保護具ヲ使用セシムルコト、豫防裝置ニ依リ完全ニ物體飛來ノ危険ヲ防キ得ル場合ニハ保護具ヲ要セサルコ、

二、有害光線トハ紫外線、レントゲン線、白熱光線及眩光等ヲ謂フコト

三、多量ノ粉塵トハ植物性(綿絲、檻櫈等)タルト動物性(毛、骨粉等)タルト礦物性(土、石、金屬等)タルトヲ間ハス中毒危險ナキモ多量ナル爲衛生上有害ナルモノヲ謂フコト

四、有害ノ瓦斯、蒸氣又ハ粉塵トハ第二十六條ノ一二列

擧シタルモノト同様ナルコト

五、有害光線ニ對スル保護具トシテハ光線ノ種類ニ應シ其ノ除害ニ適當ナル眼鏡ヲ、瓦斯、蒸氣、粉塵ニ對シテハ呼吸用保護具ヲ使用スヘキコト

六、有害ノ程度重キトキハ呼吸用保護具ニ中和劑又ハ吸収劑ヲ用フルカ、送氣式ノモノヲ用フルコト、有害ノ程度輕キトキハ手拭ニテモ差支ナキコト

七、皮膚ヲ甚シク汚染シ又ハ腐蝕傷害スル處アル場合ニハ手袋等適當ナル保護具ヲ使用セシムルコト尤モ適當ナル豫防劑ニ依リ危害豫防ノ目的ヲ達スルトキハ保護具ノ要ナキコト

八、保護具ハ當該作業ニ從事スルコトアルヘキ職工ノ員數ト同數以上備フルヲ要スルコト

九、保護具ハ常ニ有效且清潔ニ維持スヘキコト

第二十九條

一、第一項ハ第二十六條ノ一ト同様ナルコト

二、毒劇薬、毒劇物及有害料品ハ第二十七條ト同様ナルコト

三、洗滌ニ石鹼ヲ必要トスル場合ニハ職工各自ニ石鹼ヲ支給シアル場合ノ外石鹼ヲ備フヘキコト

四、手ノ汚染カ「プラッシ」ヲ用フルニ非サレハ清潔ニ洗

第三十條

一、諸ヲ口ニテ吸収ル舊來ノ杼ニ在リテハ適當ナル「プラッシ」「フック」等ノ緒引出具ヲ使用セシメ口ニテ吸取ルコトヲ禁止スルコト

二、成ルヘク「ハンドスレッディング、シアツトル」「オートマチック、ホビン、チエンデング、シアツトル」等

諸ヲ口ニテ吸収スルコト能ハサルモノヲ使用スルコト
第三十一條

一、作業場ノ窓面ノ有效採光面積ノ床面積ニ對スル比ハ
成ルヘク五分ノ一以上トシ特別ノ事情ナキ限り最低八
分ノートスルコト

二、開放シ得ヘキ窓面積ノ床面積ニ對スル比ハ特別ノ事
情ナキ限り十六分ノ一以上トスルコト

三、細目ノ判別ヲ必要トスル精密作業ニ付テハ人工照明
ハ五呎燭(五十ルツクス)以上トスルコト

四、照明不完全ノ爲災害事故又ハ視力障害ヲ起シタル事
例アルトキ又ハ其ノ處アルトキハ人工照明ノ燭光増加
又ハ改善ヲ計ルコト

第三十二條

一、救急用具及材料ハ少クトモ左ノ如キ品ヲ備フルコト
ニハ右ノ外オリーブ油又ハ胡麻油(煮沸等ノ方法ニ
依リ滅菌シタルモノ)ヲ備フルコト

三、重傷者ヲ惹起スル處アル工場ニ於テハ右ノ外止血
帶、副木、興奮劑及擔架ヲ備フルコト

第三十三條

一、高熱物體ヲ使用スル工場其ノ他火傷ノ危険アル工場
ニハ右ノ外オリーブ油又ハ胡麻油(煮沸等ノ方法ニ
依リ滅菌シタルモノ)ヲ備フルコト

丁幾(約三〇)

第三十四條

一、高熱物體ヲ使用スル工場其ノ他火傷ノ危険アル工場
ニハ右ノ外オリーブ油又ハ胡麻油(煮沸等ノ方法ニ
依リ滅菌シタルモノ)ヲ備フルコト

三、重傷者ヲ惹起スル處アル工場ニ於テハ右ノ外止血
帶、副木、興奮劑及擔架ヲ備フルコト

第三十五條

一、高熱物體ヲ使用スル工場其ノ他火傷ノ危険アル工場
ニハ右ノ外オリーブ油又ハ胡麻油(煮沸等ノ方法ニ
依リ滅菌シタルモノ)ヲ備フルコト

三、重傷者ヲ惹起スル處アル工場ニ於テハ右ノ外止血
帶、副木、興奮劑及擔架ヲ備フルコト

第三十六條

一、高熱物體ヲ使用スル工場其ノ他火傷ノ危険アル工場
ニハ右ノ外オリーブ油又ハ胡麻油(煮沸等ノ方法ニ
依リ滅菌シタルモノ)ヲ備フルコト

三、重傷者ヲ惹起スル處アル工場ニ於テハ右ノ外止血
帶、副木、興奮劑及擔架ヲ備フルコト

第三十七條

一、高熱物體ヲ使用スル工場其ノ他火傷ノ危険アル工場
ニハ右ノ外オリーブ油又ハ胡麻油(煮沸等ノ方法ニ
依リ滅菌シタルモノ)ヲ備フルコト

三、重傷者ヲ惹起スル處アル工場ニ於テハ右ノ外止血
帶、副木、興奮劑及擔架ヲ備フルコト

第三十八條

一、高熱物體ヲ使用スル工場其ノ他火傷ノ危険アル工場
ニハ右ノ外オリーブ油又ハ胡麻油(煮沸等ノ方法ニ
依リ滅菌シタルモノ)ヲ備フルコト

三、重傷者ヲ惹起スル處アル工場ニ於テハ右ノ外止血
帶、副木、興奮劑及擔架ヲ備フルコト

第三十九條

一、高熱物體ヲ使用スル工場其ノ他火傷ノ危険アル工場
ニハ右ノ外オリーブ油又ハ胡麻油(煮沸等ノ方法ニ
依リ滅菌シタルモノ)ヲ備フルコト

三、重傷者ヲ惹起スル處アル工場ニ於テハ右ノ外止血
帶、副木、興奮劑及擔架ヲ備フルコト

四、救急用具及材料ハ之ヲ箱ニ入レテ清潔ニ保ツコト
五、救急箱ニハ説明書ヲ附シ赤十字等目ニツキ易キ標示
ヲ附シ置クコト

(十一) 工場附屬寄宿舎規則

(昭和二年四月六日)
(内務省令第三十六號改正)

第一條 本令ハ工場法第一條ノ工場ニ附屬スル寄宿舎ニ
之ヲ適用ス

第二條 食堂及炊事場ノ床ハ土間(石敷又ハ三和土叩ノ
類ヲ含マス)ト爲スコトヲ得ス

第三條 寄宿舎收容人員一人ニ付室面積(押入及床ノ間
ヲ除ク)〇・七五坪ヲ下ルコトヲ得ス但シ臨時必要アル
場合ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ
在ラス

第四條 寄宿舎ノ收容定員ハ一室ニ付十六人ヲ超ユルコト
ヲ得ス但シ本令施行ノ際現存スル寄宿舎ニシテ構造上
間仕切ヲ爲スコトヲ不適當トスルモノニ付地方長官ノ
許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第五條 寄宿舎ニハ之ニ收容スル者ノ氏名及定員ヲ入口ニ掲クヘ
シ

第六條 寄宿舎ニハ液體ヲ入レタル適當箇數ノ睡壺ヲ
配置スヘシ

第七條 寄宿舎ニハ液體ヲ入レタル適當箇數ノ睡壺ヲ
配置スヘシ

第八條 寄宿舎ニハ液體ヲ入レタル適當箇數ノ睡壺ヲ
配置スヘシ

第九條 寄宿舎ノ收容定員ハ一室ニ付十六人ヲ超ユルコト
ヲ得ス但シ本令施行ノ際現存スル寄宿舎ニシテ構造上
間仕切ヲ爲スコトヲ不適當トスルモノニ付地方長官ノ
許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條 寄宿舎ノ收容定員ハ一室ニ付十六人ヲ超ユルコト
ヲ得ス但シ本令施行ノ際現存スル寄宿舎ニシテ構造上
間仕切ヲ爲スコトヲ不適當トスルモノニ付地方長官ノ
許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十一條 寄宿舎ニハ液體ヲ入レタル適當箇數ノ睡壺ヲ
配置スヘシ

第十二條 寄宿舎ニハ液體ヲ入レタル適當箇數ノ睡壺ヲ
配置スヘシ

第十三條 寄宿舎ニハ液體ヲ入レタル適當箇數ノ睡壺ヲ
配置スヘシ

第十四條 寄宿舎ニハ液體ヲ入レタル適當箇數ノ睡壺ヲ
配置スヘシ

第十五條 寄宿舎ニハ液體ヲ入レタル適當箇數ノ睡壺ヲ
配置スヘシ

第十六條 寄宿舎ニハ液體ヲ入レタル適當箇數ノ睡壺ヲ
配置スヘシ

第十七條 寄宿舎ニハ液體ヲ入レタル適當箇數ノ睡壺ヲ
配置スヘシ

第十八條 寄宿舎ニハ液體ヲ入レタル適當箇數ノ睡壺ヲ
配置スヘシ

第十九條 工場法施行規則第八條第一項第二號乃至第五
號(流行性腦脊髓膜炎ヲ除ク)ノ患者ノ使用シタル寢具
其ノ他ノ物件ハ之ヲ消毒スルニ非サレハ他ノ者ヲシテ
使用セシムルコトヲ得ス第二號ノ患者ノ使用シタル寢
室ニ付亦同シ

前項及第十七條第二項ノ規定ニ依ル消毒ノ方法ハ傳染
病豫防法施行規則第五章ノ規定ニ依ルヘシ但シ薬物ヲ
以テ睡壺ヲ消毒スルニハ鹽酸加石炭酸水(防疫用石炭
酸五分鹽酸一分水九十四分)ヲ使用スヘシ

第二十條 寄宿舎ニハ之ニ收容スル職工ノ數ニ應シ適當
且十分ナル便所及洗面裝置ヲ設クヘシ

地方長官前項ノ便所又ハ洗面裝置不適當又ハ不十分ト
保存スヘシ

開タルトキハ期間ヲ定メ變更又ハ増設ヲ命スルコトヲ得

(十二) 鐵夫勞役扶助規則

(十三) 債人扶助令

一八

第二十八條 (同)

第十五條

(大正五年八月三日農商務省令第二十一號) (大正十五年六月二十四日勅令第三百八十二號)

(昭和二年五月二十三日內務省令第三十號改正) (昭和三年五月二十六日內務省令第三十一號改正)

(昭和四年六月二十六日內務省令第二十五號改正) (昭和三年九月一日勅令第三百三十七號改正)

(昭和四年七月一日勅令第二百三十七號改正) (昭和四年七月一日勅令第二百三十八號改正)

- 第十四條 (工場法施行規則第八條ト同文ニ付之ヲ略ス)
第十七條 (同) 第四條
第十八條 (同) 第五條
第十九條 (同) 第六條
第二十條 (同) 第七條
第二十一條ノ二 (同) 第十三條
第二十六條ノ二 (同) 第十四條
第二十七條 (同) 第十三條ノ二

第一條 政府ハ其ノ雇儲スル職工、鐵夫其ノ他ノ儲人業務上負傷シ、疾病ニ罹リ又ハ死亡シタル場合ニ於テハ本令ニ依リ扶助金ヲ支給ス
扶助金ノ支給ヲ受クヘキ者法令ニ依リ同一ノ原因ニ付損害賠償ヲ受ケタルトキハ其ノ金額ハ扶助金ノ額ヨリ之ヲ控除ス
扶助金ノ支給ハ儲人ヲ解雇スルモ變更スルコトナシ
第二條 扶助金ハ療治料、休業扶助料、障害扶助料、打切扶助料、遺族扶助料及葬祭料ノ六種トシ左ノ區別ニ從ヒ別表ニ依リ之ヲ支給ス
一 療治料ハ負傷シ又ハ疾病ニ罹リ療養ヲ要スル者ニシテ官費治療ヲ受ケサルモノニ之ヲ支給ス

二 休業扶助料ハ療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルニ因リ賃金ヲ受ケサル者ニ之ヲ支給ス

三 障害扶助料ハ負傷又ハ疾病ノ治癒シタル時ニ於テ仍身體ニ障害ヲ存スル者ニ之ヲ支給ス

四 打切扶助料ハ療養開始後三年ヲ経過スルモ負傷又ハ疾病ノ治癒セサル者ニ之ヲ支給ス

五 遺族扶助料ハ死亡シタル者ノ遺族又ハ其ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ之ヲ支給ス

六 葬祭料ハ葬祭ヲ行フ遺族又ハ儲人死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニシテ葬祭ヲ行フ者ニ之ヲ支給スルコトヲ得

打切扶助料ヲ支給スルトキハ以後本令ニ依ル他ノ扶助金ハ之ヲ支給セス

儲人重大ナル過失ニ因リ負傷シ又ハ疾病ニ罹リタル場合ニ於テハ休業扶助料又ハ障害扶助料ヲ支給セサルコトヲ得

第三條 障害扶助料、打切扶助料、遺族扶助料又ハ葬祭料ノ額ハ別表金額ノ範圍内ニ於テ負傷、疾病又ハ死亡ノ原因、身體障害ノ輕重、勤務年限ノ長短其ノ他各種ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第四條 療治料又ハ休業扶助料ハ毎月一回以上之ヲ拂渡スモノトス

障害扶助料ハ儲人ノ負傷又ハ疾病ノ治癒後遲滞ナク、遺族扶助料及葬祭料ハ儲人ノ死亡後遲滞ナク之ヲ拂渡スモノトス

第五條 負傷又ハ疾病ノ再發ニ因リ身體障害ノ程度ヲ加重シタル場合ニ於テハ障害扶助料ノ額新ニ之ヲ定メ既ニ支給シタル障害扶助料ノ額ヲ控除シテ之ヲ支給ス

第六條 遺族扶助料ノ支給ヲ受クヘキ者ニ關シテハ工場法施行令第十條乃至第十二條ノ規定ヲ準用ス

第六條ノ二 儲人健康保險法(第四十八條第一項第二號ノ規定ヲ除ク)ニ依ル療養ノ給付又ハ療養費ノ支給ヲ支給ニ付亦同シ

儲人ノ死亡ニ關シ健康保險法ニ依リ埋葬料又ハ埋葬ニ要シタル費用ノ支給アルトキハ葬祭料ハ之ヲ支給セス但シ葬祭料ノ額カ埋葬料又ハ埋葬ニ要シタル費用ノ額ヨリ多キトキハ其ノ差額ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

健康保險法第六十二條第一項(第二號ヲ除ク)第二項、第六十四條又ハ第六十五條第二項ノ規定ニ依リ保険給

第一九

付ヲ受ケサル場合ニ於テハ前二項ノ例ニ依リ療治料、休業扶助料又ハ葬祭料ハ之ヲ支給セス

第七條 負傷又ハ疾病カ倅人ノ解雇後ニ再雇シタル場合ニ於テハ扶助金ハ之ヲ支給セス

第八條 解雇後一年ヲ経過シタルトキハ本令ニ依ル扶助金ハ之ヲ請求スルコトヲ得ス但シ解雇前ニ又ハ解雇後一年内ニ請求シタル扶助又ハ健康保険法ニ依ル保険給付ノ原因タル負傷又ハ疾病ニ基キ扶助金ヲ請求スルトキハ此ノ限ニ在ラス

第九條 扶助金算出ノ標準タル賃金ノ額ヲ定ムル方法ニ關シテハ工場法施行令第十六條第一項乃至第三項ノ規定ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依リテ金額ヲ算出スルコトヲ得サル場合ニ於テハ主務官廳之ヲ定ム

第十條 政府ヨリ給與金ヲ受クル相互救濟ヲ目的トスル組合ノ組合員タル現業傭人ニハ本令ニ依ル障害扶助料及遺族扶助料ハ之ヲ支給セス

組合員タル現業傭人組合ヨリ療治料、休業扶助料及葬祭料ニ相當スル給付ヲ受クヘキトキハ第六條ノ二及第八條ノ規定ヲ準用シ打切扶助料ニ相當スル給付ヲ受クヘキトキハ本令ニ依ル打切扶助料ハ之ヲ支給セス

第四十三條 被保險者ノ疾病又ハ負傷ニ關シテハ療養ノ給付ヲ爲ス

前項ノ療養ノ給付ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一項ノ場合ニ於テ療養上必要アリト認ムルトキハ保険者ハ被保險者ヲ病院ニ收容スルコトヲ得

第四十四條 療養ノ給付ヲ爲スコト困難ナル場合又ハ被保險者ノ申請アリタル場合ニ於テハ保険者ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ療養ノ給付ニ代ヘテ療養費ヲ支給スルコトヲ得

第四十五條 被保險者療養ノ爲勞務ニ服スルコト能ハサルトキハ其ノ期間傷病手當金トシテ一日ニ付報酬日額ノ百分ノ六十ニ相當スル金額ヲ支給ス但シ業務上ノ事由ニ因リ疾病ニ罹リ又ハ負傷シタル場合以外ノ場合ニ於テハ勞務ニ服スルコト能ハサルニ至リタル日ヨリ起算シ第四日ヨリ之ヲ支給ス

第四十六條 病院ニ收容シタル被保險者ニ對シテ支給スヘキ傷病手當金ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ減額スルコトヲ得

第四十七條 療養ノ給付及傷病手當金ノ支給ハ同一ノ疾

(十四) 健康保険法

第七十四條 健康保険法第四十三條第一項ノ療養ノ給付ノ範圍左ノ如シ

一 診 察

二 薬劑又ハ治療材料ノ支給

三 處置、手術其ノ他ノ治療

四 看 護

五 被保險者ノ移送

前項第三號ノ給付ハ緊急ノ場合其ノ他保險者必要アリト認ムル場合ヲ除クノ外之ニ要スル費用一回二十圓ヲ以テ限度トス

第一項第四號及第五號ノ給付ハ保險者必要アリト認ムル場合ニ於テノミ爲スモノニ限ル

第七十五條 前條第一項第一號乃至第三號ノ給付ニ付テハ被保險者ハ保險者ノ指定シタル醫師又ハ歯科醫師中自己ノ選定シタル者ニ就キ薬劑ヲ受クルコトヲ得

自己ノ選定シタルモノニ就キ之ヲ受クルコトヲ得但シ

健康保険法第四十三條第三項ノ規定ニ依リ病院ニ收容

セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

被保險者前項ノ規定ニ依リ醫師又ハ歯科醫師ヲ選定シタルトキハ保險者ノ承認アリタル場合ヲ除クノ外同一ノ疾病又ハ負傷ノ療養ニ付イテハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

保險者ハ正當ノ事由アルニ非サレハ前項ノ承認ヲ拒ムコトヲ得ス

第七十六條 前條ニ規定スル醫師又ハ歯科醫師處方箋ヲ交付シタルトキハ被保險者ハ保險者ノ指定シタル薬劑師中自己ノ選定シタル者ニ就キ薬劑ヲ受クルコトヲ得

第七十九條 病院ニ收容シタル被保險者ニ對シ支給スヘキ傷病手當金ハ左ノ額トス

一 主トシテ被保險者ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキ場合 標準報酬日額ノ百分ノ二十

二 前號ニ掲タル者二人以内ナル場合 標準報酬日額ノ百分ノ四十

三 第一號ニ掲タル者三人以上ナル場合 標準報酬日額ノ百分ノ六十

(以下略)

終

